



NISSUI

まだ見ぬ、食の力を。

第110期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日)

午前10時

開催場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル

3階 ロイヤルホール

株式会社ニッスイ

証券コード：1332

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年5月14日付で代表取締役社長に就任しました田中輝でございます。
ここに、第110期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2030年のありたい姿として「人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー」(長期ビジョン「GOOD FOODS 2030」)を掲げ、企業価値のさらなる向上に向けた経営活動を進めています。その長期ビジョン達成のための第一歩として、2022年度から2024年度にわたり、中期経営計画「GOOD FOODS Recipe1」に取り組んでまいりました。Recipe1の最終年度である2024年度は、原材料やエネルギー価格および国内外における人件費の高騰、不安定な為替変動など、当社を取り巻く事業環境がめまぐるしく変化する1年でしたが、食品事業が国内外ともに市場拡大と価格改定効果などにより成長したことで、水産事業・ファインケミカル事業をカバーし、売上高・営業利益・経常利益はいずれも過去最高を更新、当期純利益については4期連続の最高益を達成しました。

本年度より、新たな中期経営計画「GOOD FOODS Recipe2」がスタートいたしました。

当社は、長期ビジョンの実現に向けて、Recipe1からの継続課題に取り組むとともに、先行きが不透明な事業環境においても柔軟かつ迅速に対応できる体制を整え、さらなる価値の創造に挑戦し続けてまいります。また、当社の強みであるバリューチェーンを、マテリアリティを基点としてより一層強靱なものとし、持続的な成長と社会への貢献を両立させる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員
最高経営責任者 (CEO)

田中輝

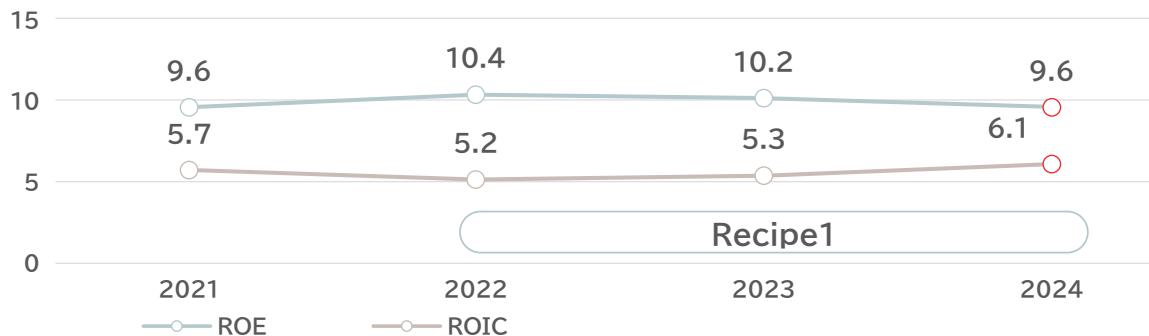
<中期経営計画「GOOD FOODS Recipe1」の振り返り>

売上高・各段階利益とも過去最高で、当期純利益は4期連続最高益を達成しました。また、ROICも6.1%まで改善しました。

(億円)

	2021年度 実績	2024年度 実績	Recipe1 目標
売上高	6,936	8,861	7,900
営業利益	270	317	320
経常利益	323	353	350
当期純利益	172	253	225

▶ ROIC・ROE(%)



事業拡大などもあり目標未達のテーマもありますが、2030年長期ビジョン（「GOOD FOODS 2030」）に向けた取り組みは着実に前進しました。

創出価値	重点テーマ	目標		基準単位	2021年度実績	2024年度実績	Recipe1目標
環境価値	気候変動への対応と海洋環境の保全	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量(Scope1、2)	2018年度総量	5.8%削減	4.4%削減	10%削減
		プラスチック削減	プラスチック使用量	2015年度原単位	ニッスイ個別6.4%削減	ニッスイ個別9.0%削減	ニッスイ個別10%削減
	持続可能な調達	水産資源の持続可能性	持続可能な調達比率		71%	75%	80%
社会価値	持続可能な調達	責任ある調達(人権)	1次サプライヤーアセスメント比率		-	ニッスイ個別97.5%	ニッスイ個別100%
	健康課題の解決	健康領域商品の拡大	健康領域商品売上	2021年度	-	1.0倍	1.3倍
人財価値	多様な人財の活躍	従業員エンゲージメント	従業員エンゲージメントスコア	2021年度	-	ニッスイ個別16.8%のスコア向上	ニッスイ個別10%のスコア向上
		女性活躍	女性幹部職比率		ニッスイ個別7.3%	ニッスイ個別7.9%	ニッスイ個別10%

<中期経営計画「GOOD FOODS Recipe2」>

Recipe1の残課題への取り組みを進めるとともに、不確実を増す経営環境下で価値を創造し続ける企業となるため、強みであるバリューチェーンをマテリアリティ基点でより強靱なものにしていきます。

外部環境変化	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営環境の不確実性拡大 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地政学リスクの高まり ✓ 気候変動リスクの高まり ✓ コストインフレや金利上昇 他 ● 消費者のライフスタイル・価値観の多様化 ● AI技術の進化
残課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ミッションの社内外への浸透 ● サステナビリティと事業戦略の連動 ● 人的資本経営の推進 ● ROIC改善に向けた取り組みの事業への落とし込み ● 養殖事業の拡大・収益安定化 ● 北米水産加工・南米漁業事業のターンアラウンド ● 医薬品原料ビジネスの再成長

マテリアリティ

Recipe for the Planet
持続可能な地球環境を創る

- 海洋の生物多様性の主流化
- 脱炭素・循環型社会への貢献

Recipe for Society
健やかな社会をともに創る

- 健康課題の解決
- 持続可能なサプライチェーンの構築

Recipe for Teammates
生き活きと働く人財を創る

- 人財育成と多様な人財の活躍
- ミッションへの共感とブランディング
- 労働力確保と生産性の向上

Recipe for Growth
食の可能性を追求し、未来を創る

- グローバル展開の加速
- 食に関わるイノベーションの創出
- DXによる革新

不確実な環境変化に
柔軟かつ迅速に対応するための
バリューチェーン強靱化

価値創造力強化

持続可能性強化

リスク対応力強化

人財力強化

証券コード1332
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目3番1号
株式会社ニッスイ
代表取締役 田 中 輝
社長執行役員

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

● 当社ウェブサイト https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html

● 東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合には、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますと、7頁のご案内にしたがって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、報告事項の内容をグラフ化等によりイメージしやすくした資料を、2025年6月12日(木)を目途に、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、後記のとおり、株主様からは事前に質問を受け付けたくうえで、株主の皆様のご関心が高い事項については、その回答を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第110期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件 |

以 上

- 当社は、法令及び定款の規定に基づき、「会社の支配に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事前質問の受付についてのご案内

1. 方 法

(1) ウェブサイトによる方法

当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) より、必要事項及び質問事項をご入力ください。

(2) 郵送による方法

必要事項及び質問事項をご記載のうえ、当社までご郵送ください。

【必要事項】

- ①株主番号
- ②お名前
- ③ご住所

【ご郵送先】

〒105-8676
東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア
株式会社ニッスイ
法務部 宛て

2. 受 付

2025年6月18日（水）午後5時までを目途として当社に到着しましたご質問につき、株主の皆様のご関心が高い事項については、その回答を当社ウェブサイト (https://www.nissui.co.jp/ir/share_information/meeting.html) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主総会当日のご出席による議決権行使のほか、次のいずれかの方法により事前に行うことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



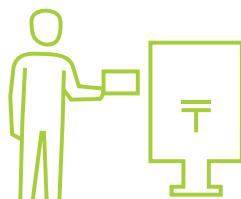
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主様ではない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

インターネットによる 議決権行使

（詳しくは次頁をご覧ください）



パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時まで

！ インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みをされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

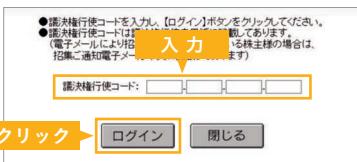
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



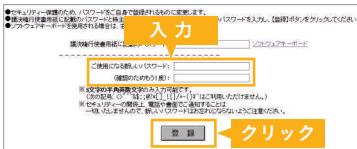
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

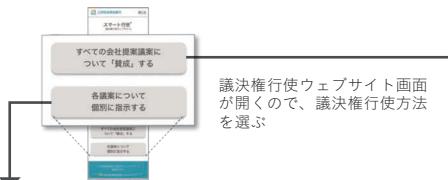
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2. 議決権行使方法を選ぶ



3. 各議案の賛否を選択



※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力ください。

※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

● お問合せ先について

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

■ 証券会社に口座をお持ちの株主様 ■ 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
お取引の証券会社あてへお問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行部
わけしてください。

0120-782-031 (土日祝日及び12/31~1/3を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類

取締役・監査役に期待する分野（ご承認後の経営体制）

氏名	ご承認後の地位及び担当	在任期間	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況		
はまだ しんご 浜田 晋吾	再任	代表取締役 会長、 指名・報酬委員会委員	8年	100 % (19/19回)		
たなか てる 田中 輝	再任	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）、 指名・報酬委員会委員	1年	100 % (14/14回)		
やまもと しんや 山本 晋也	再任	取締役 専務執行役員、 最高財務責任者（CFO）	10年	100 % (19/19回)		
うめだ こうじ 梅田 浩二	再任	取締役 専務執行役員 最高執行責任者（COO）	5年	100 % (19/19回)		
あさい まさひで 浅井 正秀	再任	取締役 常務執行役員	3年	100 % (19/19回)		
くらいし てるたか 倉石 曜考	新任	取締役 執行役員	0年			
まつお ときお 松尾 時雄	再任	社外 独立役員	社外取締役、 指名・報酬委員会委員長	4年	100 % (19/19回)	
えぐち 江口あつみ	再任	社外 独立役員	社外取締役、 指名・報酬委員会委員	2年	100 % (19/19回)	
あべ だいさく 安部 大作	再任	社外 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員	1年	100 % (14/14回)	
たなか けいこ 田中 径子	再任	社外 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員会委員	1年	100 % (14/14回)	
はまの ひろゆき 濱野 博之			常勤監査役	6年	100 % (19/19回)	100 % (15/15回)
てらはら まきこ 寺原真希子		社外 独立役員	社外監査役	1年	100 % (14/14回)	100 % (10/10回)
じんぐう ともしげ 神宮 知茂	新任	社外 独立役員	社外監査役	0年		
たどころ たけし 田所 健	新任	社外 独立役員	社外監査役	0年		

当社が定める「社外役員の独立性基準」は、当社ウェブサイトに掲載しております。
(https://www.nissui.co.jp/vision_policy/governance.html)

企業 経営	財務・ 会計	マーケティング・ セールス	生産・ 技術	研究・ 開発	国際性	コーポレート ガバナンス	リスク マネジメント	法務・ コンプライアンス	サステナビ リティ
○			○	○	○	○	○	○	○
○		○	○		○	○	○	○	○
	○				○	○	○		○
		○	○			○	○		○
○		○			○	○	○		
○		○			○				
○			○			○	○	○	○
				○			○	○	○
○	○					○	○	○	○
					○	○	○	○	○
	○				○	○	○	○	
					○	○	○	○	○
○	○					○	○	○	
	○					○	○	○	

第1号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。



候補者番号 **1** はまだ しんご
浜田 晋吾

略歴、地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2021年 6月	同代表取締役社長執行役員 最高経営責任者(CEO)
2014年 6月	同執行役員	2025年 5月	同代表取締役会長 現在に至る
2017年 6月	同取締役執行役員 食品事業執行		(現在当社代表取締役会長)
2018年 6月	同取締役常務執行役員		
2019年 6月	同代表取締役専務執行役員		
2020年 3月	同最高執行責任者 (COO)		

生年月日

1959年1月7日生

所有する当社株式の数

32,800株

重要な兼職の状況

中央魚類株式会社外取締役

取締役候補者とした理由

当社及び国内外グループ会社において、長年にわたり食品製造・管理・開発の現場で食品事業を推進するとともに、食品事業副執行として販売にも携わってきました。2017年に取締役に就任し、当社の主要3事業の境目となる分野での融合を進めてきました。2020年に最高執行責任者 (COO)、2021年からは代表取締役社長執行役員、2025年に代表取締役会長として長期ビジョン及び中期経営計画の推進を牽引するなど経営全般を担っています。豊富な知識・経験・洞察力とともに、経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 **2** たなか てる
田中 輝

略歴、地位及び担当

1988年 4月	当社入社	2025年 5月	同代表取締役社長執行役員 最高経営責任者 (CEO) 現在に至る
2019年 6月	同執行役員 広域営業副本部長		
2020年 3月	同養殖事業推進部管掌		
2022年 3月	同水産事業副執行		(現在当社代表取締役社長執行役員 最高経営責任者 (CEO))
2024年 6月	同取締役執行役員 水産事業執行		

取締役候補者とした理由

海外グループ会社・水産事業部・首都圏業務用営業部に勤務し、水産事業を中心に幅広く携わってきました。2008年3月より SALMONES ANTARTICA S.A. (S.A.) の社長や2019年からは執行役員として水産・食品の販売を担う広域営業副本部長、2022年からは水産事業副執行、2024年には取締役執行役員水産事業執行として水産事業を牽引してきました。また、中計プロジェクトのリーダーを務めるなど事業全体を牽引しており、経営全般への知見・判断力に優れることから2025年5月からは代表取締役社長執行役員として経営全般を担っています。経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、引き続き取締役候補者となりました。

生年月日

1965年3月26日生

所有する当社株式の数

12,200株



候補者番号 **3** やまもと しんや
山本 晋也

略歴、地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2024年 6月	同取締役専務執行役員 最高財務責任者 (CFO)
2014年 6月	同執行役員		現在に至る
2015年 6月	同取締役執行役員		
2017年 5月	(株)ニッスイ・ジーネット代表取締役社長	(現在当社取締役専務執行役員 最高財務責任者 (CFO)、経営管理部門管掌)	
2017年 6月	当社取締役常務執行役員 最高財務責任者 (CFO)		

生年月日

1961年 6月 6日生

所有する当社株式の数

56,400株

取締役候補者とした理由

当社及び海外グループ会社において主に経理・財務、人事に携わった後、2015年より取締役執行役員として経理、総務、法務、リスクマネジメント、CSR (サステナビリティ) 担当を務めてきました。2017年より取締役常務執行役員、2024年には取締役専務執行役員として最高財務責任者 (CFO)、経営管理部門管掌を担っており、財務体質の強化を推進するとともにグループを含めたガバナンスの強化を牽引してきました。経営全般を牽引する知識・経験・洞察力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 **4** うめだ こうじ
梅田 浩二

略歴、地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2024年 6月	同取締役専務執行役員 最高執行責任者 (COO)、食品事業執行、コンビニエンス事業部・営業企画部管掌、戦略商品部共管
2016年 6月	同執行役員 広域営業本部長		現在に至る
2020年 3月	同食品事業執行		
2020年 6月	同取締役執行役員	(現在当社取締役専務執行役員 最高執行責任者 (COO)、食品事業執行、コンビニエンス事業部・営業企画部管掌、戦略商品部共管)	
2021年 6月	同取締役常務執行役員		

生年月日

1961年 2月 19日生

所有する当社株式の数

14,200株

取締役候補者とした理由

当社において長年食品の販売に携わり、常温食品事業の部長として事業観を養い、地方支社でマネジメント力を研鑽後、2016年より執行役員広域営業本部長として激戦区の市場で販売の陣頭指揮を執ってきました。2020年からは食品事業執行、2021年より取締役常務執行役員、2024年には取締役専務執行役員としてマーケティング・生産を含めた事業全般を担っており、チルド事業における構造改革に取り組むとともに、食品事業の収益安定化を推進してきました。食品事業に関する豊富な経験と知識をもとに今後さらに最高執行責任者 (COO) として事業全般を成長させる牽引力に期待し、引き続き取締役候補者となりました。



生年月日

1962年3月14日生

所有する当社株式の数

4,700株

候補者番号 **5** ^{あさ い} **浅井** ^{まさ ひて} **正秀**

略歴、地位及び担当

1984年4月	当社入社	2022年3月	当社海外事業執行、南米事業統括
2018年6月	同執行役員 北米事業執行 NIPPON SUISAN(U.S.A.),INC.(現 NISSUI USA, INC.)取締役社長	2022年6月	同取締役執行役員 海外事業執行、南米事業統括、海外事業推進部管掌、戦略商品部共管
2019年6月	当社南米事業執行 NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A. (N.A.L.) (現 NISSUI AMERICA LATINA S.A.)取締役社長 (2025年5月退任)	2025年5月	同取締役常務執行役員 水産事業執行 現在に至る (現在当社取締役常務執行役員 水産事業執行)

取締役候補者とした理由

当社及び国内外グループ会社において、長年にわたり水産事業に従事し、2018年執行役員北米事業執行、2019年より南米事業執行を歴任しています。2022年3月からは新たに設置した海外事業部門を統括する海外事業執行として事業全般を統括し、長期ビジョン実現に向け海外事業の成長・拡大を進めてきました。また、2025年からは取締役常務執行役員水産事業執行として国内外水産事業の成長に寄与しています。事業全般を牽引していく知識・経験・洞察力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。



生年月日

1967年11月29日生

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 **6** ^{くらし} **倉石** ^{てるたか} **曜考**

新任

略歴、地位及び担当

1992年4月	当社入社	2025年5月	同執行役員 海外事業執行、オセアニア事業統括、海外事業推進部管掌、戦略商品部共管 現在に至る (現在当社執行役員 海外事業執行、オセアニア事業統括、海外事業推進部管掌、戦略商品部共管)
2022年6月	同執行役員 海外事業副執行、オセアニア事業統括		
2023年8月	同執行役員 海外事業副執行、ヨーロッパ事業統括・オセアニア事業統括		

取締役候補者とした理由

水産事業、水産・食品の販売を担う広域営業本部、海外事業に関する経験が豊富であり、ヨーロッパ事業執行・ニッスイヨーロッパの社長としてヨーロッパ事業の成長を推進してきました。2022年からは新たに設置した海外事業部門を統括する海外事業副執行として事業全般を統括しております。長期ビジョン実現に向け、海外事業をさらに成長・拡大することを通じグローバル視点で経営をリードすることを期待し、取締役候補者となりました。



候補者番号 **7** まつ お とき お
松尾 時雄

社外 独立役員

略歴、地位及び担当

1980年 4月	旭硝子（現 AGC）(株)入社	2020年 6月	同顧問
2010年 1月	同執行役員 CSR室長 公益財団法人旭硝子奨学会（現 旭硝子財団）常任理事	2021年 6月	当社社外取締役 東洋合成工業(株)社外取締役（現職） 現在に至る
2016年 6月	日本カーバイド工業(株) 代表取締役社長執行役員		（現在当社社外取締役）

重要な兼職の状況

東洋合成工業(株)社外取締役

生年月日

1957年 4月26日生

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ガラスメーカーでの長年の経験に加え、上場化学メーカーにおいて代表取締役として培った幅広い見識を有し、サステナビリティの取組みや中長期的な視点で忌憚のない意見を述べるなど適切に経営全般に対する監督を行って来ました。さらなる企業価値向上に向けたアドバイスに加え、指名委員会・報酬委員会の委員長としてリーダーシップを発揮していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号 **8** えぐ ち
江口 あつみ

社外 独立役員

略歴、地位及び担当

1980年 4月	サントリー(株)入社	2018年 3月	同執行役員 コーポレートコミュニケーション部長
2010年 4月	サントリーホールディングス(株)広報部長	2023年 6月	当社社外取締役
2013年 4月	サントリーグローバルイノベーションセンター(株)ビジネス開発部 首席研究員	2024年 6月	(株)山善社外取締役（現職）
2016年 4月	サントリーホールディングス(株)R&D 役員付 渉外・広報担当	2025年 3月	(株)シマノ社外取締役（現職） 現在に至る
2017年 11月	江崎グリコ(株)理事 コーポレートコミュニケーション部長		（現在当社社外取締役）

重要な兼職の状況

(株)山善社外取締役
(株)シマノ社外取締役

生年月日

1957年 10月 2日生

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報・コミュニケーション部門に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有しています。当社取締役会においてコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点にとどまらず、幅広く経営全般に対する監督を行って来ました。一層の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1957年6月20日生

所有する当社株式の数
0株候補者番号 **9** あ べ だい さく
安部 大作

社外 独立役員

略歴、地位及び担当

1980年4月	(株)日本興業銀行入行	2014年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ執行 役副社長 I T・システムグループ長兼 事務グループ長
2007年4月	(株)みずほコーポレート銀行（現(株)みず ほ銀行）執行役員	2019年4月	同副会長執行役員内部監査グループ長 兼特命事項担当役員
2009年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務 執行役員企画グループ長兼 I T・シス テム・事務グループ長	2019年6月	みずほ信託銀行(株)取締役（監査等委 員）（2020年4月まで）
2012年4月	同常務執行役員 I T・システムグルー プ長兼事務グループ長 (株)みずほ銀行常務執行役員 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役 員 みずほ信託銀行(株)常務執行役員	2020年4月	みずほ証券(株)取締役（監査等委員） （2020年4月まで） みずほリース(株)社外取締役 2020年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ理事 （同年6月まで）
2012年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務 取締役兼常務執行役員 I T・システ ムグループ長兼事務グループ長	2020年6月	みずほリース(株)取締役会長
2013年4月	同取締役副社長兼副社長執行役員 I T・システムグループ長兼事務グルー プ長 (株)みずほ銀行副頭取執行役員（2019年 4月まで） (株)みずほコーポレート銀行副頭取執行 役員（2013年7月まで） みずほ信託銀行(株)常務執行役員 みずほ証券(株)常務執行役員	2022年4月	同取締役
		2022年6月	同常任顧問（2024年6月25日まで） 日鉄興和不動産(株)社外取締役（現職）
		2023年6月	オルガノ(株)社外取締役（現職）
		2024年6月	当社社外取締役 現在に至る （現在当社社外取締役）

重要な兼職の状況

日鉄興和不動産(株)社外取締役
オルガノ(株)社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

金融機関において長年に渡りIT・システムや経営企画など幅広い業務に携わり、また、人権啓発推進委員長を務めるなどサステナビリティの見識も有しております。金融機関の経営者として企業経営全般を監督する経験を有していることに加え、上場会社における社外取締役も経験しております。当社取締役会において、様々な経験を活かし、中長期的・大局的な視点で経営に対する監督を行うことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1960年5月24日生

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 **10** た なか **田中** けい こ **径子**

社外

独立役員

略歴、地位及び担当

1984年4月	日産自動車(株)入社 (2014年9月まで)	2020年4月	日本ハム(株) サステナビリティ委員会 外部識者委員
2011年4月	ジャトコ(株)出向 経営企画部広報担当 部長	2022年4月	(株)日産フィナンシャルサービス常務執 行役員
2013年4月	同執行役員待遇 (2014年9月まで)	2024年6月	当社社外取締役 現在に至る
2014年10月	駐ウルグアイ特命全権大使		
2018年4月	(株)日産フィナンシャルサービス執行役員		
2019年6月	栗田工業(株)社外取締役 (2025年6月25 日まで)		(現在当社社外取締役)

重要な兼職の状況

栗田工業(株)社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

自動車メーカーにおいて広報やマーケティング部門に携わり、幅広い見識を有していることに加え、駐ウルグアイ特命全権大使をされるなどグローバルに活躍されてきた経験を有しています。上場会社における社外取締役やサステナビリティ委員会の外部識者委員の経験も有していることから、当社の課題であるサステナビリティやダイバーシティに対するグローバルな視点でのアドバイスや様々な経験を基にした経営全般に対する監督を行うことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 松尾時雄氏、江口あつみ氏、安部大作氏及び田中径子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、松尾時雄氏は4年、江口あつみ氏は2年、安部大作氏及び田中径子氏は1年となります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により業務執行取締役等を除く取締役との間で、当該取締役の当社に対する損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。松尾時雄氏、江口あつみ氏、安部大作氏及び田中径子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で上記責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は社外役員の独立性を判断するために、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております。松尾時雄氏、江口あつみ氏、安部大作氏及び田中径子氏は、これらの基準を満たしており独立役員として東京証券取引所に届け出ております。各氏が取締役に再任され就任した場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 山本昌弘氏及び神吉正氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。



生年月日

1961年2月16日生

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 | ^{じんぐう} ^{ともしげ}
神宮 知茂

新任

社外

独立役員

略歴及び地位

1983年4月	(株)日本興業銀行入行	2014年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ執行役常務人事グループ長(2015年4月まで)
2011年4月	(株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)執行役員名古屋営業部長	2015年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員(2016年4月まで)
2012年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員営業店担当役員(2013年7月まで)	2016年4月	同理事(同年5月までに退任)
2013年4月	(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員	2016年5月	飯野海運(株)顧問
2013年7月	(株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員	2016年6月	同取締役常務執行役員 イイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長(2023年6月退任)
2014年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員人事グループ長 (株)みずほ銀行常務執行役員人事グループ長	2019年6月	飯野システム(株)代表取締役社長(2023年6月退任)
		2023年6月	飯野海運(株)常勤監査役(2025年6月26日退任予定) 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

東証プライム市場上場企業の経営者・常勤監査役としての経験並びに上場会社の子会社の代表取締役社長の経験も有していることに加え、金融機関における営業、人事などの幅広い経験をもとにした助言が有効と期待し、社外監査役候補者となりました。



生年月日

1963年5月10日生

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 **2** たどころ **田所** たけし **健**

新任

社外

独立役員

略歴及び地位

1991年10月	青山監査法人入所	2016年7月	PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）
1997年4月	公認会計士登録		製造・流通・サービス部門 財務報告アドバイザー部長
2006年9月	あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所	2019年7月	同人財企画室長
2008年7月	同法人代表社員	2020年7月	同執行役（人事担当）（兼務）
2012年2月	プライスウォーターハウスクーパース株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）出向	2022年7月	同人財開発室長（2023年6月退所）
		2023年8月	田所健公認会計士事務所代表（現職）現在に至る

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として大手監査法人の代表社員を務めるなど、会計のエキスパートとして豊富な経験を有しています。また、大手監査法人において、製造・流通・サービス部門 財務報告のアドバイザーや人財企画を経験しており、幅広い人脈と見識を有しています。同氏の経験と見識による助言を期待し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 神宮知茂氏及び田所健氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当該監査役の当社に対する損害賠償責任を法令の定められた限度まで限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は社外役員の独立性を判断するために、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております。両氏は、これらの基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、取締役（海外居住者及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）の中期経営計画への達成意欲を高めるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを企図して、2018年6月27日開催の第103期定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「BBT制度」といいます。）」を導入しております。また、2021年6月25日開催の第106期定時株主総会においてBBT制度の一部を変更することについてご承認をいただき（変更後のBBT制度を「現行BBT制度」といいます。）、今日に至っております。本議案は、下記2. 変更後の本制度の内容に記載のとおり現行BBT制度を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

今般、当社は、ガバナンス強化により企業価値向上に資する様々なインセンティブプランを検討してまいりました。その結果、取締役に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付すことによりガバナンス強化を図ることができ、現行BBT制度と譲渡制限付株式報酬制度で得られるメリットを最大限に活用することができるインセンティブプランを導入するため、現行BBT制度を、取締役に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）」に変更いたしたく存じます。なお、当社が取締役に付与することができるポイント数につき、その水準は変更前後で同等です。

当社は、本制度への変更に伴い業績に連動する報酬（業績連動報酬及び株式報酬）の比率を高めることを予定しておりますが、上述の本制度の当初の目的及び改定の目的に照らし、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告「II コーポレート・ガバナンスの状況及び役員等に関する事項」「4 取締役及び監査役の報酬等」「ア. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる方針」）の「1）基本方針」とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本議案による一部変更後の本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案が承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名です。また、本議案の内容は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け、決定しています。

なお、本議案をご承認いただきました後、従前より本制度の対象としております取締役を兼務しない執行役員につきましても、本制度と同様の制度改定を行う予定です。

2. 変更後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、BBT制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、本信託を通じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役に当社株式を給付する時期は、当社の各対象期間（下記（3）において定義します。）終了後の一定時期又は退任時とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、現行BBT制度では当社の各対象期間の終了後であったところ、本制度では、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（海外居住者及び社外取締役を除きます。）

(3) 信託金額

当社は、中期経営計画の対象となる取締役会が別途定める期間（最短2事業年度、最長4事業年度とします。以下、当該期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間、及び本対象期間の経過後に開始する取締役会が都度あらかじめ定める期間（原則として中期経営計画の対象期間と連動し、最短2事業年度、最長4事業年度とします。）を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象としております。BBT制度及び現行BBT制度に基づき、当社が抛出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認決議による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に抛出する金銭についての上限を設けないこととします。

本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加抛出することとします。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり337,500ポイントであるため、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、1,350,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に抛出いたします。なお、ご参考として、2025年4月30日の終値866.7円を適用した場合、上記の必要資金は、約1,170百万円となります。

ただし、かかる追加抛出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加抛出額を算出するものとします。当社が本信託への金銭の抛出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注1）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の、取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金のほか、執行役員への当社株式等の給付を行うための必要資金を合わせた金額となります。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により抛出した資金を原資として、取引所市場を通じて取得する方法又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり337,500ポイントであるため、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、追加抛出後遅滞なく、1,350,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（注2）上記の当社株式数の上限は、取締役への当社株式等の給付を行うための必要資金により取得する当社株式数の上限です。本信託が実際に取得する当社株式数は、上記（注1）のとおり執行役員への当社株式等の給付を行うために抛出する必要資金により取得する株式数を加算した数となります。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役に對し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。

当社が、各対象期間につき取締役が付与することができるポイント数（各対象期間終了後に調整した後のポイント数）の上限は、1事業年度あたり337,500ポイントとするため、337,500ポイントに当該対象期間にかかる事業年度の数を乗じた数といたします。このため、本対象期間に関しては、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、1,350,000ポイントが上限となります。

なお、取締役が付与し、調整したポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行った場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与・調整済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、当該取締役に各対象期間につき付与し、業績達成度に応じて調整したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（6）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

本信託は、所定の受益者確定手続を行うことにより受益者要件を満たした取締役に、各対象期間の終了後、原則として上記（5）に記載のところに従って定める「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を給付します。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、又は自己都合事由により退任し指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で非違行為があったと判定された場合においては、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（7）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（8）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社と利害関係のない公益団体等への寄附とします。

（9）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、

取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により公益団体等に寄付する金銭を除いた残額を当社に給付します。

3. 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せず当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役及び執行役員（海外居住者及び取締役兼務者を除く。）（以下、「役員」という。）たる地位の全てを退任する日（ただし、役員を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役を退任する日とし、以下「退任日」という。以下、同じ。）までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

現行BBT制度から本制度（BBT-RS）への主要な変更点は以下のとおりです。

項目	変更前	変更後
株式給付時期	各対象期間終了後の一定時期	各対象期間終了後の一定時期又は退任時
譲渡制限	なし	あり（取締役等たる地位の全てを退任する日（ただし、取締役等を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役を退任する日）までの間）

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等の詳細については、事業報告「II コーポレート・ガバナンスの状況及び役員等に関する事項」「4 取締役及び監査役の報酬等」「ア. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる方針」をご参照ください。

以上

I 事業の概況等

I 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善などにより経済環境に改善傾向が見られましたが、ウクライナ情勢の長期化や中東地域における地政学リスクの高まり、米国の関税政策に伴う為替変動など不確実性が増す状況となっています。

世界経済（連結対象期間1－12月）についても、欧米においてインフレ緩和による実質賃金の増加を受け、個人消費の持ち直しが景気を下支えしましたが、足元ではわが国同様、米国の関税など予測不能な政策により、景気の下振れリスクが懸念されています。

当社及び当社グループにおいては、海外の水産商事事業・食品事業及び国内チルド事業が好調に推移し、ファインケミカル事業では医薬品原料の販売が回復、物流事業も価格改定が進み収益性が向上しました。

一方で、北米の水産加工事業が引き続き苦戦、漁撈事業・養殖事業も天候不順や海水温上昇の影響を受け厳しい事業環境となったうえ、国内食品事業では米価の高止まりの影響を受けました。

このような状況下、当連結会計年度の営業成績は、売上高は8,861億26百万円（前期比547億50百万円増）、営業利益は317億79百万円（前期比21億15百万円増）、経常利益は353億1百万円（前期比33億37百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は253億81百万円（前期比15億30百万円増）となり、売上高、各段階利益とも過去最高を更新しました。

配当金につきましては、期末配当金を1株当たり16円といたしました。これにより実施済みの中間配当金1株当たり12円とあわせ、年間配当金は1株当たり28円（前期24円）となりました。

事業の概況は次のとおりであります。

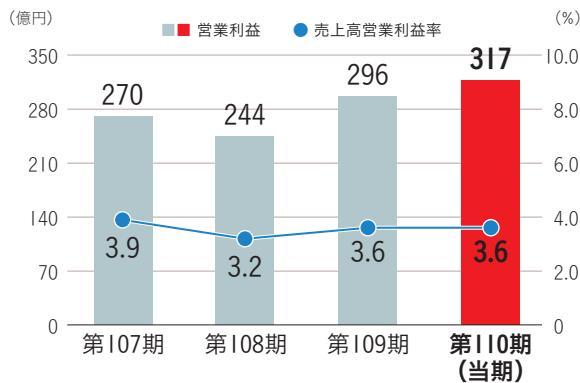
売上高

8,861 億円
(前期比6.6%増)



営業利益

317 億円
(前期比7.1%増)



売上高営業利益率

3.6%
(前期比0.0ポイント増)

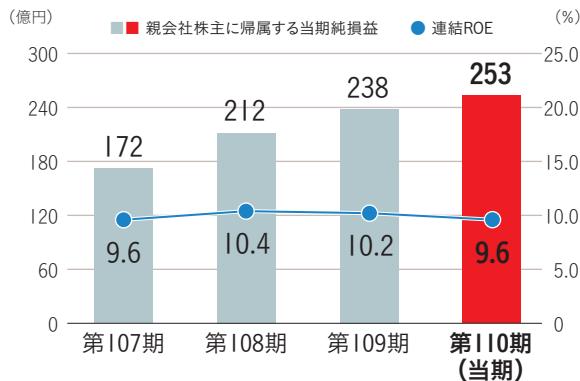
経常利益

353 億円
(前期比10.4%増)



親会社株主に帰属する当期純損益

253 億円
(前期比6.4%増)



連結ROE

9.6%

財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 (2021年度)	第108期 (2022年度)	第109期 (2023年度)	第110期 (2024年度)
売上高 (百万円)	693,682	768,181	831,375	886,126
営業利益 (百万円)	27,076	24,488	29,663	31,779
経常利益 (百万円)	32,372	27,776	31,963	35,301
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,275	21,233	23,850	25,381
1株当たり当期純利益 (円)	55.51	68.22	76.67	81.66
総資産 (百万円)	505,731	549,013	606,384	634,878
純資産 (百万円)	208,598	220,635	257,304	285,939

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、上記の発行済株式数については自己株式を控除しております。
2. 「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式は期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第110期の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第110期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

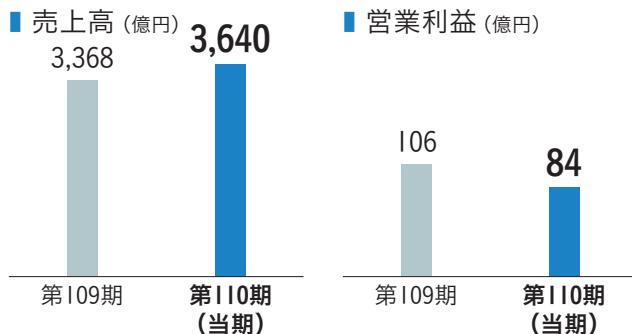
水産事業

売上高

3,640億57百万円（前期比 271億64百万円増）

営業利益

84億18百万円（前期比 22億78百万円減）



水産事業につきましては、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでおります。

漁撈事業：前期比で増収、減益

日本：カツオ・サバの漁獲は堅調に推移しましたが、夏場の時化などによりイワシの漁獲が振るわず減益となりました。

養殖事業：前期比で減収、減益

日本：飼料価格の上昇などのコスト増に加え海水温の上昇による斃死や生育不良の影響もあり、各魚種で苦戦しました。魚種毎では、マグロは供給過多で販売価格が低迷、ブリは出荷抑制や成長遅れ、ギンザケは早期水揚げしたことによる魚体重減少の影響があり、減収・減益となりました。

南米：飼料価格の上昇などのコスト増や生簀繰りの影響による生残率の低下に加え、水揚げ時期が集中したことで加工原料向け商品の販売比率が増加したことにより平均販売単価が下落していましたが、期末にかけ市況が好転したことで増益となりました。

加工・商事事業：前期比で増収、増益

日本：鮭鱒などの販売が好調に推移し増収となった一方、ブリ・飼料油飼の販売が減少したこともあり減益となりました。

北米：商事事業は鮭鱒の販売が堅調に推移した一方で、加工事業において人件費を含むコスト上昇に加え、スケソウダラのすりみやフィレの販売価格が低迷したことから、増収・減益となりました。

欧州：鮮魚ビジネスを展開する会社を連結子会社とした効果に加え、イタリアやベネルクス向けの販売が好調に推移し、増収・増益となりました。

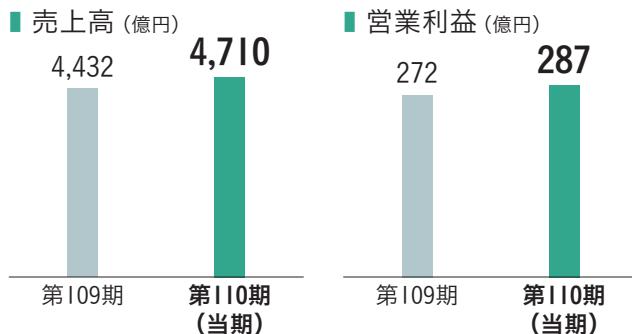
食品事業

売上高

4,710億58百万円（前期比 277億61百万円増）

営業利益

287億11百万円（前期比 14億19百万円増）



食品事業につきましては、加工事業及びチルド事業を営んでおります。

加工事業：前期比で増収、減益

- 日本**：家庭用の冷凍食品・フィッシュソーセージ、業務用冷凍食品の販売は堅調に推移し増収となりました。利益面では価格改定やすりみ原料安の効果はあったものの、米価の高止まりに加え、円安による輸入価格や物流費などの上昇も重なり、減益となりました。
- 北米**：家庭用の販売が好調に推移し、業務用の外食向け販売の苦戦をカバーしたことで全体では販売数量は増加、円安の影響もあり増収となりました。また、販売拡大に加え、白身魚・えびの原料価格が低位安定で推移したことから、家庭用・業務用ともに増益となりました。
- 欧州**：スペイン・イタリアへ販売エリア拡大を進めたことに加え、フランスでは販売数量が堅調に推移しました。また、販売拡大に加え、主原料である白身魚の価格が低位安定で推移したことで増収・増益となりました。

チルド事業：前期比で増収、増益

人流回復に加えコンビニエンスストアの販売促進効果もあり、おにぎり・サラダの販売が好調に推移しました。また、株式会社グルメリカ（注1）が2023年7月から連結子会社として加わったこともあり増収・増益となりました。

（注1） 2024年7月1日付で、日本クッカー株式会社を存続会社として、NC・GDホールディングス株式会社及び株式会社グルメリカの3社が合併し株式会社日本デリカサービスに商号変更しました。

ファイン事業

売上高

営業利益

158億44百万円（前期比 1億48百万円増）

8億91百万円（前期比 10億62百万円増）

■ 売上高（億円）

■ 営業利益
又は営業損失（億円）



ファイン事業につきましては、医薬原料、機能性原料（注2）及び機能性食品（注3）などの生産・販売を行っております。

第4四半期に医薬品原料の国内向け販売が増加したことに加え、欧州への輸出がスタートしたことで増収・増益となりました。

（注2）サプリメントの原料や乳児用粉ミルク等に添加する素材として使用されるEPA・DHAなど。

（注3）主に通信販売している機能性表示食品「ごま豆乳仕立てのみんなのみかたDHA」、特定保健用食品「イマークS」などの健康食品。

物流事業

売上高

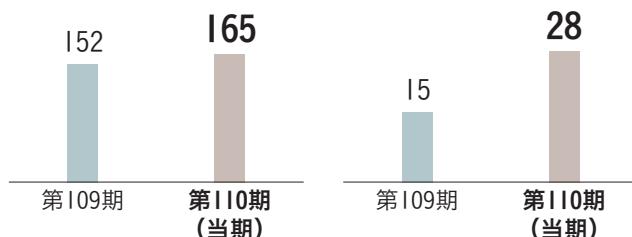
営業利益

165億36百万円（前期比 13億22百万円増）

28億38百万円（前期比 13億01百万円増）

■ 売上高（億円）

■ 営業利益（億円）



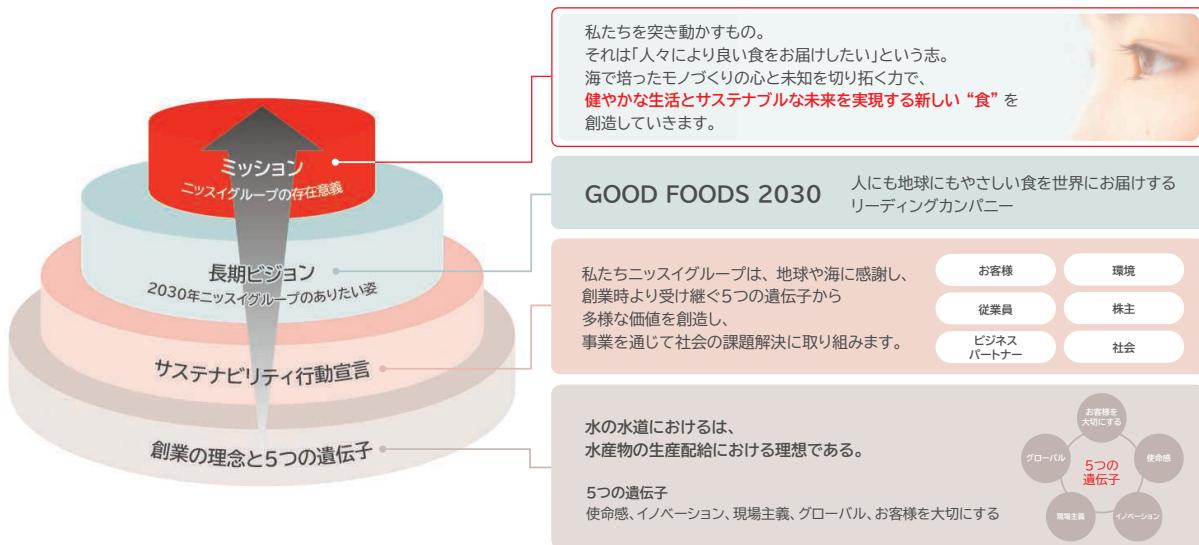
物流事業につきましては、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでおります。

価格改定に加え、2024年1月の新物流センター開業効果もあり増収・増益となりました。

2 対処すべき課題

＜ミッションと長期ビジョン＞

企業を取り巻く環境はさまざま変化しておりますが、中でも「気候変動への対応と海洋環境の保全」「資源の持続可能な調達」「健康課題の解決」「多様な人材が活躍できる社会の実現」は、当社が特に取り組むべき重要な社会課題と認識しております。このような課題に対応するべく、当社はミッション（存在意義）をあらためて定義した上で、長期ビジョン「**人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー**」として「2030年のありたい姿」を明確にしました。



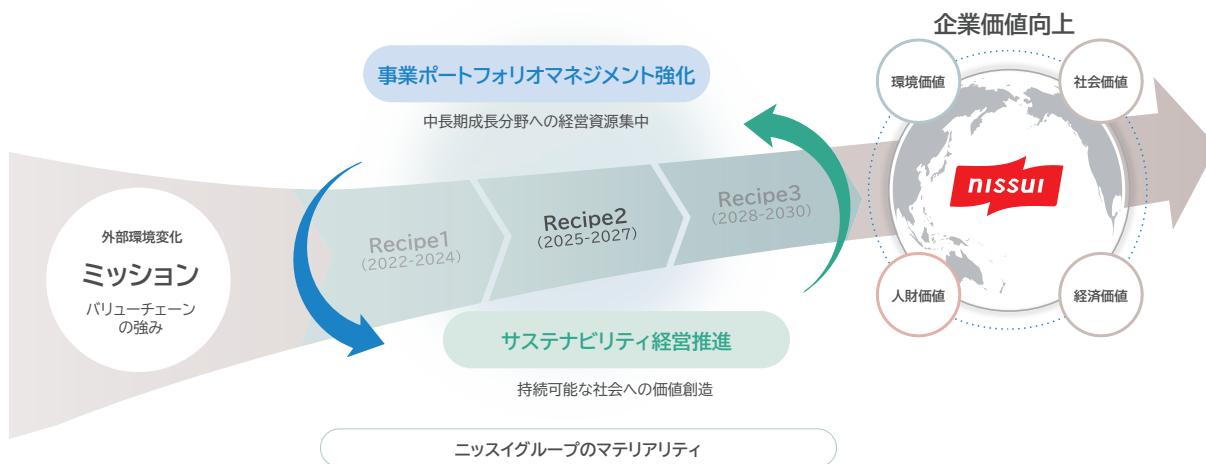
当社がこれまで110余年かけて培った資源アクセス力、研究開発力、生産技術、品質保証力、世界各国に張り巡らせたグローバルリンクス・ローカルリンクスで構成される*バリューチェーンの強みと特長を活かし、「心と体を豊かにする新しい食」「社会課題を解決する新しい食」を提供してまいります。

*「バリューチェーンの強みと特長」の詳細は「統合報告書2024」P.10をご覧ください。

https://www.nissui.co.jp/ir/download/integrated_report/2024_integrated_report_a4all.pdf

<長期ビジョン「2030年のありたい姿」>

人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー



人々が食に求めるものは、健康、利便性、環境への配慮など多様化しています。当社グループは、ステークホルダーに配慮し持続可能な社会への価値を創造する「サステナビリティ経営」を推進するとともに、中長期的により成長する分野へ経営資源を集中させる「事業ポートフォリオマネジメント」を強化することで、さまざまな“食”の新しい可能性を追求し、「心と体を豊かにする新しい“食”」「社会課題を解決する新しい“食”」を創造するリーディングカンパニーを目指します。

＜マテリアリティ＞

当社グループでは、2016年度に特定したマテリアリティ（重要課題）に基づきサステナビリティ経営に取り組んできましたが、外部環境の複雑化に対応すべく、2023年度においてマテリアリティの見直しを行いました。見直しにあたっては、マテリアリティの位置づけを「ニッセイグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上（ミッション・ビジョンの実現）に向けて優先的に取り組むべき経営上の重要課題」としています。2024年度は、長期ビジョン「GOOD FOODS 2030」の達成に向けて、マテリアリティをベースに中期経営計画「GOOD FOODS Recipe2」における戦略の策定やKPIの設定を進めました。また、見直したマテリアリティについては、それぞれ対応する推進組織を設置し、執行役員以上が責任者を務め経営視点で取り組むことで、持続可能な社会に向けて価値を創造するサステナビリティ経営を推進していきます。



（注）マテリアリティ及びマテリアリティ特定プロセスの詳細については、サステナビリティサイトをご参照ください。
<https://nissui.disclosure.site/ja/themes/85>

<中期経営計画と3つの基本戦略>

前中期経営計画「GOOD FOODS Recipe1」の課題と外部環境変化を分析・整理し、2030年の長期ビジョン実現に向け、中期経営計画「GOOD FOODS Recipe2」において以下3つの基本戦略で取り組みます。



① 事業ポートフォリオ強化

- ・事業ポートフォリオマネジメントの深化
- ・新規事業・事業境界領域の開拓
- ・グローバル展開の加速
- ・DXの推進



② サステナビリティ経営の深化

- ・サステナビリティと事業戦略の連動強化
- ・人的資本経営とブランディングの推進



③ ガバナンス強化

- ・経営戦略と連動したリスクマネジメント
- ・グループガバナンスの強化



経済価値

▶ Recipe2 KPI		(億円)			
		2024年度 実績	2027年度 目標	増減	
ROIC	6.0%	売上高	8,861	9,700	838
ROE	10.0%	営業利益	317	410	92
		経常利益	353	425	71
		当期純利益	253	300	46

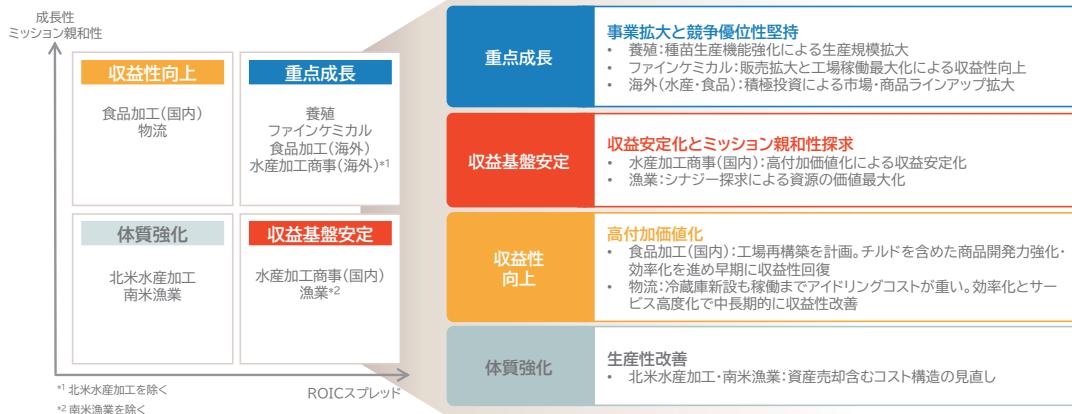
創出価値	テーマ	2027年目標 (KPI)	基準年度・単位
環境価値	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量 (Scope1, 2) 20%削減 2050年カーボンニュートラル実現	2018年度・総量
	プラスチック削減	プラスチック使用量※ 15%削減	2015年度・原単位
	水産資源の持続可能性	水産資源の持続可能な調達比率 85%	-
社会価値	責任ある調達 (人権)	国内グループの主要な1次サプライヤー アセスメント比率100%	-
	健康領域商品の拡大	当社指定の健康領域商品売上2倍の拡大	2021年度
	製品の安全安心・品質保証	食品安全の第三者認証取得率 国内グループ会社100%	-
	製品の安全安心・品質保証	商品回収等の重大品質事故 発生ゼロ	-
人財価値	従業員エンゲージメント	従業員エンゲージメントスコア※ 18%のスコア向上	2021年度
	女性活躍	女性幹部職比率※ 15%	-

※対象範囲はニッセイ個別

(主な戦略)

○事業ポートフォリオマネジメントの深化

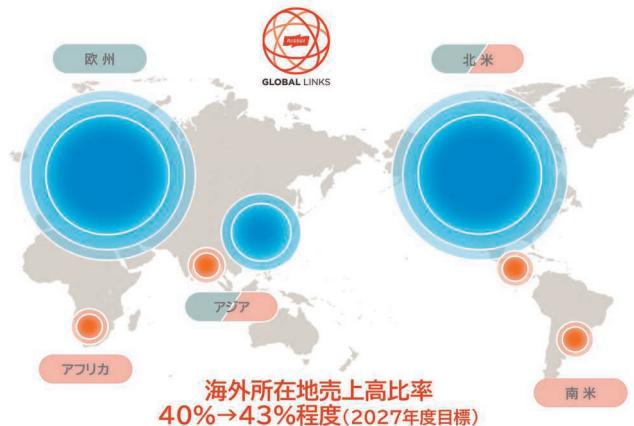
事業のROICスプレッド・成長性・ミッション親和性を評価し、最適な経営資源配分と事業戦略を推進します。



○グローバル展開の加速

北米・欧州を中心に事業規模拡大を加速

水産フライに加え第二の柱を育成するとともに、アジア事業の拡大とグローバルサウスでの事業機会を探します。



※バブルの大きさ: Recipe2以降の想定売上高規模

○サステナビリティと事業戦略の連動強化

サステナビリティ基点でのビジネスモデルを構築し競争優位を獲得します。また、ステークホルダーとの共創でマテリアリティに取り組み、企業価値を向上します。

(持続可能な水産物調達) 資源状態調査結果に基づく対応策の実行、認証漁業品の調達推進など

(持続可能な養殖の推進) 沖合養殖・遠隔給餌・海水温上昇への対応など

(価値提供の実現) 持続性を担保した水産物を、商品・サービスを通じて、お客様の望む価値へ転換



<中期経営計画における投資と財務戦略>

成長と財務安全性の両立を図り、3年間の株主還元は総還元性向40%以上を目指します。



目指す資本構成

- 投資機会や災害等に耐える財務基盤として**2027年度末ネットD/Eレシオ0.7~0.8倍**を目安

投資方針

- 重点成長領域に積極投資

株主還元

- **安定的な配当を実現しつつ3年間の総還元性向40%以上**を目指す

資産売却および資金調達

- 政策保有株式縮減等の資産売却に加え**信用格付を活用した資金調達の多様化**

投資については、中計3年間で1,500億円程度を計画しています（完成ベース）。

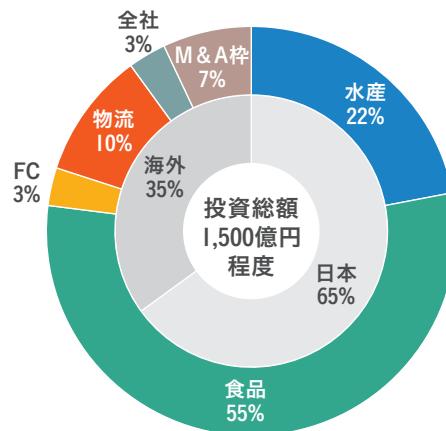
成長投資 1,100 億円



維持更新投資 400 億円

うちサステナビリティ投資 70 億円

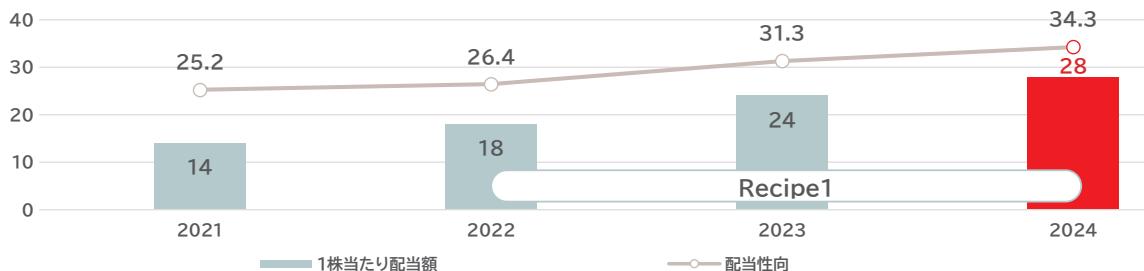
投資内訳（完成ベース）



<剰余金の配当等の決定に関する方針>

当社及び当社グループの利益配分については、長期的・総合的視野に立った企業体質の強化並びに将来成長が見込まれる分野の事業展開に備えた内部留保にも意を用いつつ、経営環境の変化に対応して当社及び当社グループの連結業績に応じた株主還元を安定的に行うことを基本方針としています。当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり16円といたしました。2024年12月9日に実施済みの中間配当金1株当たり12円とあわせまして、年間配当金は1株当たり28円となりました。

▶ 1株当たり配当額(円)・配当性向(%)

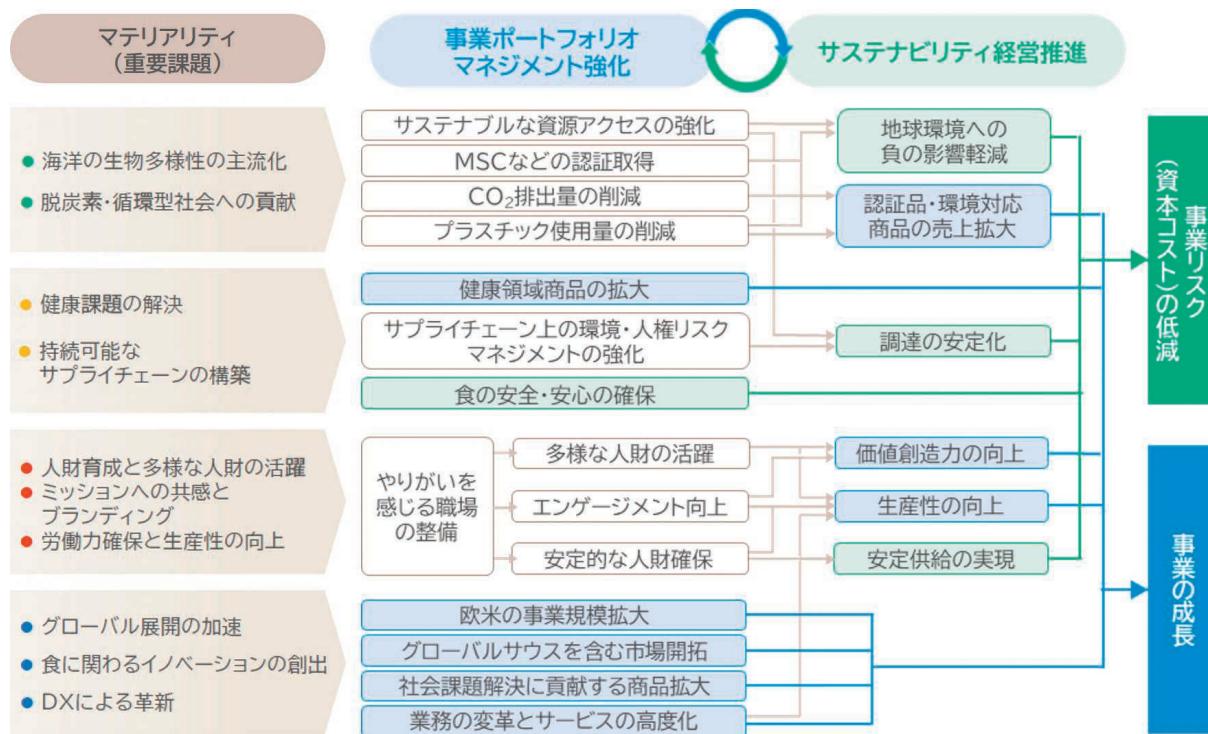


＜ニッスイグループのサステナビリティ＞

当社グループは、サステナビリティ経営を長期ビジョン達成のための柱の一つとして位置づけています。持続可能な社会に向けて価値を創造するサステナビリティ経営を推進し、事業の競争力強化につなげていきます。

マテリアリティを基点とした企業価値の向上

複雑化した事業環境に対応するため、マテリアリティ（重要課題）を基点に事業ポートフォリオマネジメント強化とサステナビリティ経営を推進し、企業価値の向上を図ります。具体的には持続可能な水産物調達、CO₂排出量削減、プラスチック使用量削減、サプライチェーン上の環境・人権リスクマネジメントの強化、多様な人財の活躍などの取り組みを通じて、事業リスクの低減と事業成長につなげ、中長期的な成長を目指します。



「海洋の生物多様性の主流化」の取り組み

海洋環境への負の影響を最小限に抑え、持続可能な水産資源の利用を通じて、海洋の生物多様性の保全・回復に貢献することを目指し、様々な取り組みを行っています。

＜第3回取り扱い水産物の資源状態調査結果＞

調達品の資源状況の把握と、対応すべき課題の特定を目的に、ニッスイグループ全体で調達した水産物について資源状態を3年ごとに調査しています。2023年度に実施した第3回の調査では、当社及びグループ会社（国内16社、海外20社）が2022年に取り扱った天然水産物・水産物加工品は原魚換算重量で約276万トンでした。調査データの分析はSFP（注）（Sustainable Fisheries Partnership）へ委託し、第三者性を確保しました。SFPによる分析の結果、2022年に取り扱った天然水産物及び水産物加工品のうち、約75%が適切に維持・管理できている資源（「優れた管理」及び「管理」）であることがわかりました。一方で、「要改善」状態の資源が8%、「プロフィール未登録（スコアが欠損しており判定できない資源）」が約17%ありました。

（注）SFP：持続可能な漁業のためのパートナーシップ、サプライチェーンで漁業改善を推進する米国NGO。

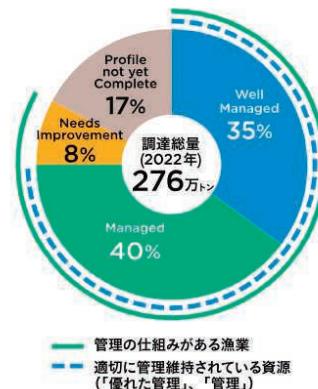
今回の調査結果から、特に優先的に対応すべき課題について、以下の対応策の検討を進めています。

- ・資源状態の把握が困難な魚種(特に魚粉・魚油・すり身の加工原料となる魚種)に対し、ラウンドテーブルへの参加やFIP（漁業改善プロジェクト）の支援など、優先して対応します。
- ・漁獲情報の収集が困難な品目の資源特定や、サプライヤーとの協働によるトレーサビリティの確保に取り組みます。
- ・調達資源について、人権侵害リスクを把握するための評価方法を検討します。

＜MSC漁業認証の取得 光洋丸かつお新発売＞

海外まき網漁業を営む共和水産株式会社の第七十八光洋丸及び同社子会社の東海漁業株式会社の第八十八光洋丸が行う中西部太平洋のカツオ及びキハダマグロのまき網漁業が、2024年2月15日付でMSC漁業認証を取得しました。MSC漁業認証を得たまき網漁業によるカツオを使用した商品を2025年2月1日より発売しました。

2022年調達品の資源管理状態



MSC 光洋丸薫焼きかつおたたき

「脱炭素・循環型社会への貢献」の取り組み

資源の効率的な利用による循環型社会の実現と、温室効果ガス削減を通じ気候変動の緩和に貢献することを目指し、様々な取り組みを行っています。

＜海からサラダフレークの包装をトレーレスに変更＞

プラスチック使用量削減の取り組みの一環として、ロングセラー商品「海からサラダフレーク 120g・72g」についてプラスチックトレイを使用しない包装形態に変更しました。従来品よりプラスチック使用量を120g品で45%、72g品で43%削減しました。この取り組みを、他のフレークタイプの風味かまぼこ商品でも推進することで年間約110トン(注)のプラスチック削減を見込みます。包装形態の変更によって内容量はそのまま商品サイズが従来品より小さくなり、配送用段ボールサイズの縮小により、段ボールの体積を約45%削減しました。これにより輸配送車の積載効率の向上やひいてはCO₂の削減も期待されます。

(注) フレークタイプの風味かまぼこ類(トレー入り)の2023年度実績に基づく推計値

海からサラダフレーク 120g



「持続可能なサプライチェーンの構築」の取り組み

サプライチェーン上のリスクに応じた対応策を実行することで負の影響を低減することを目指し、様々な取り組みを行っています。

＜サプライヤーにおける人権・環境デュー・デリジェンス＞

ニッスイグループ調達基本方針、サプライヤーガイドラインのもと、当社グループのサプライチェーン上での人権・環境リスクを低減するための取り組みを行っています。サプライヤーの現状を確認・把握し、リスクがあると判断されれば一緒に改善していきます。2023年度には、サプライヤーエンゲージメントのプラットフォームを導入し、この仕組みを通して、サプライチェーン上での人権・環境リスクを低減することを目的とし、サプライヤーのセルフチェックを進めています。セルフチェック結果は以下のとおりとなりました。

	依頼社数	回答社数	回答比率
実績 (2023-2024年度)	490社	478社	97.5%

「人財育成と多様な人財の活躍」の取り組み

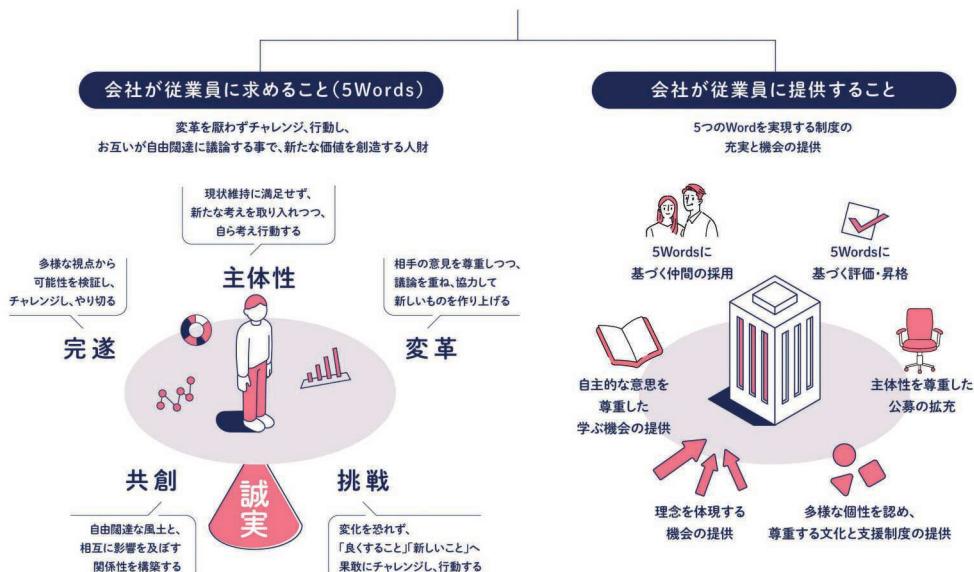
ミッションに共感する多様な人財を経営戦略に基づいて配置し、自由闊達な議論を通じて、新しい食を生み出す仕組みを構築することを目指し、様々な取り組みを行っています。

＜人財マネジメントポリシーの策定＞

当社グループは、長期ビジョンにおいて、社会・人財・環境価値を生み出し経済価値につなげることを目指しており、最もキーとなる要素を人財価値と位置づけ「新たな挑戦を通して食のイノベーション・価値創造を実現できる人財」こそビジョンを実現できると考えています。そのためまず当社において、2024年度は人財マネジメントポリシーの策定に着手、社長以下の取締役及び経営企画担当役員、人事担当役員による数度のワークショップを経て、ミッションの体現に向け求められる人財の要件、それを最大限に生かす組織の要件を議論し、以下のとおり人財マネジメントポリシーを策定しました。このポリシーでは、会社と従業員が選り選ばれられる関係になるため、会社が従業員に求めること、会社が従業員に提供することの両面から整理し明示しました。

ニッスイの人財マネジメントポリシー

「Good Foods 2030」～人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー～の実現に向けて



<人財戦略に関する基本的な考え方>

当社グループでは全世界で多くの社員が働いており、様々な価値観を持った社員同士の知・経験がイノベーションの創出、「新しい食」の創造へつながっていくと考え、当社では性別・国籍・学歴など属性によらない人財の確保に努めています。働き方や価値観の多様化の中においても、社員一人ひとりがやりたい姿を描き、そこに向けて自らの意志で自律的に仕事に取り組み、自己成長を続けることが、継続的な成長・強い組織づくりにつながると考えているからです。

前述のとおり、人財マネジメントポリシーでは、個人が目的に向かって変化にチャレンジし続け、自由闊達に意見交換することで、新しい価値を創造し、一体感を持って実現する組織作りに挑戦することを明確にしました。具体的には従業員に求めることとして「主体性」「変革」「挑戦」「共創」「完遂」の5つのキーワードを定め、これらを体現できる人財を育成するため、人事施策（制度・評価・処遇・教育）に反映させ仕事を通じた育成を進めていきます。

<組織風土と環境整備について>

多様な人財が自由闊達に意見を交わし議論できる、心理的安全性の高い組織風土はミッションに近づくための重要な要素ですが、同時に職場で得られるやりがいや達成感とともに、オフタイムも充実できることも大事だと考えています。当社グループは、2017年一人ひとりが能力を十分に発揮できること、社員やその家族のQOLの向上を目指して心と体の健康をサポートする「健康経営宣言」をしており、「GOOD FOODS 2030」においても、「従業員エンゲージメント」「ミッションの社内浸透活動」「働きやすい環境づくり」などの取り組みを進めています。

3 その他財務状況

1. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額284億97百万円を実施しました。

連結合計 284億円	水産事業 130億円	漁船更新(27億円)等、 南米養殖生産性向上・拡大投資(32億円)他、 水産加工能力増強投資等
	食品事業 91億円	プラスチック削減対応投資(P.40参照)、 更新投資等
	その他 62億円	物流設備、システム投資等

2. 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

3. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	17,135百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,900
海外漁業協力財団	15,735
農林中央金庫	15,100
三井住友信託銀行株式会社	10,200

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額40,000百万円)があります。

II コーポレート・ガバナンスの状況及び役員等に関する事項

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

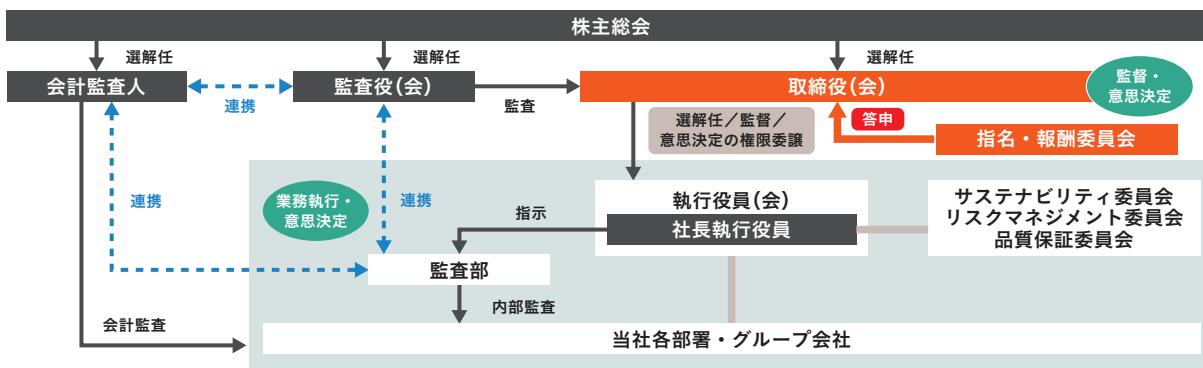
当社は、当社及び当社グループの収益力・資本効率等の改善を図るとともに、社会的責任への取組みを進め、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促していくため、取締役会においては、企業戦略等の大きな方向性を示し、重要な意思決定機能を残しつつも、監督機能をより重視してまいります。

意思決定機能については、社長執行役員を中心とする執行役員（会）へ権限委譲を進め、意思決定を迅速化し、監督と執行の分離をより進めてまいります。

また、上記取締役会による経営の監督に加え、経営陣より独立した立場の社外監査役を含む監査役4名による経営の監査体制が有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

2 コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスの体制図



1. 取締役会

主たる役割

取締役会は、社会課題への取組みを進めながら持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、ミッション・ビジョン、中長期の経営戦略等大きな方向性を示すとともに、執行上の重要な意思決定と適切な監督を行うことを役割と考えています。

構成

取締役会は、上記役割を果たすため「企業経営」「財務・会計」「コーポレート・ガバナンス」「サステナビリティ」等の専門性や経験に加え、主要事業に関する知識・経験、事業間の融合を進めるための柔軟性・創造性を有する人材が必要と考えています。また、その構成はジェンダーを含め多様な視点が重要と考えており、取締役総数に占める独立社外取締役の割合を40%としています。

取締役会の構成



2. 監査役会

監査体制については、財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人財を監査役に選任し、経営陣より独立した立場の社外監査役3名（うち女性1名）を含む監査役4名で、監査役会を構成しております。各監査役は取締役会に出席して取締役の職務執行を監査するとともに、必要に応じて執行役員会等重要会議に出席しております。



3. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関としての任意の委員会で、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成し委員長は社外取締役が務めています。2024年度（当該事業年度）の活動状況は、以下のとおりです。

指名委員会では、取締役会の体制・社長を含めた取締役候補の選解任や評価制度・スキルマトリクス・サクセッションプラン等につき審議し、取締役会に答申・決定しています。報酬委員会では、報酬制度・水準等について同業・同規模他社と比較するなど毎年検証しています。また、個人別の報酬の算定に当たっては、会社業績及びサステナビリティを含めた業績目標に基づき支給基礎額を決定のうえ、個人別パフォーマンスの評価を行い取締役会に答申します。なお、最終的な個人別支給額については、取締役会からの委任を受け報酬委員会が決定しています。



○指名委員会の構成及び審議の概要

地位及び担当（構成）	氏名	審議の概要（全6回開催）
独立社外取締役（委員長）	松尾 時雄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会におけるスキルマトリクス ・ サクセッションプラン ・ 役員定年制度 ・ 取締役会の構成（人数・今後の必要スキル等） ・ 2025年株主総会後の取締役会体制
独立社外取締役（委員）	江口 あつみ	
独立社外取締役（委員）	安部 大作	
独立社外取締役（委員）	田中 径子	
代表取締役社長執行役員（委員）	浜田 晋吾	

<取締役選任の考え方>

当社は毎年指名委員会で知見・経験や専門性のバランス、多様性、規模をはじめ様々な視点から取締役会のありたい姿を議論し、取締役会が当社の中長期的なミッション・ビジョン実現のために必要な監督機能を発揮できる

よう努めております。当社では取締役会が実効性を確保するために備えるべきスキルを以下のとおり考えております。

①企業経営、②財務・会計、③マーケティング・セールス、④生産・技術、⑤研究・開発、⑥国際性、⑦コーポレート・ガバナンス、⑧リスクマネジメント、⑨法務・コンプライアンス、⑩サステナビリティ

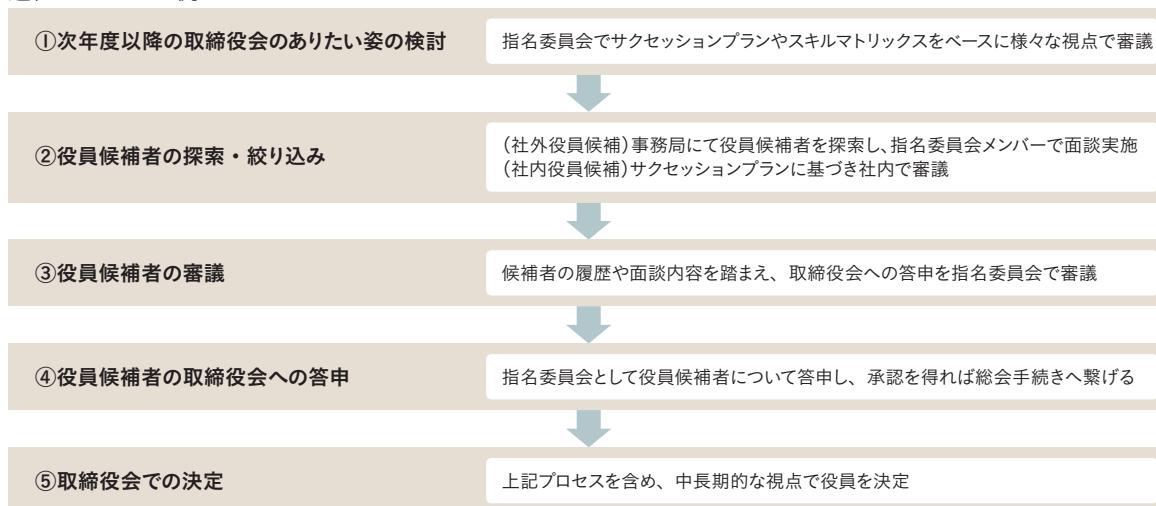
<取締役の選任基準>

社外取締役は、企業経営に関する実務経験者、サステナビリティ、財務・会計等の知見あるいは法律に関する知見がある方、また他社での社外役員経験などコーポレート・ガバナンスの知見がある方など、当社経営の妥当性や適正性を客観的・専門的な視点から監督する能力を備えたものとしています。社内取締役は、当社における豊富な業務経験や専門性を求められる業務経験を有し、リーダーシップの発揮により、意思決定・監督する能力を備えたものとして中長期的なミッション・ビジョンを体現することを踏まえ選任しています。

<ダイバーシティについて>

取締役の選任にあたっては、①社外、社内の比率、②監督に必要なスキル、ノウハウ、経歴、③就任年数（数年後を見据えた構成の検討）、④年齢、性別、国籍など多様性を確保することを方針としています。

<選任のプロセス例>



○報酬委員会の構成及び審議の概要

地位及び担当（構成）	氏名	審議の概要（全7回開催）
独立社外取締役（委員長）	松尾 時雄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員報酬制度の改定 ・ 株式報酬の制度変更（BBT-RS導入） ・ 2023年度 業績連動報酬・株式報酬の個人別評価 ・ 2024年6月支給、12月支給業績連動報酬の個人別支給額
独立社外取締役（委員）	江口 あつみ	
独立社外取締役（委員）	安部 大作	
独立社外取締役（委員）	田中 径子	
代表取締役社長執行役員（委員）	浜田 晋吾	

3 会社役員の状況等

1. 取締役及び監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浜田 晋吾	代表取締役社長執行役員（最高経営責任者（CEO））	中央魚類株式会社社外取締役
山本 晋也	取締役専務執行役員（最高財務責任者（CFO）、経営管理部門管掌）	
梅田 浩二	取締役専務執行役員（最高執行責任者（COO）、食品事業執行、コンビニエンス事業部・営業企画部管掌、戦略商品部共管）	
山下 伸也	取締役常務執行役員（ファインケミカル事業執行、R&D部門管掌）	
浅井 正秀	取締役執行役員（海外事業執行、南米事業統括、海外事業推進部管掌、戦略商品部共管）	NIPPON SUISAN AMERICA LATINA S.A. (N.A.L.)(現 NISSUI AMERICA LATINA S.A.) 取締役社長
* 田中 輝	取締役執行役員（水産事業執行）	中部水産株式会社社外監査役
松尾 時雄	取締役	東洋合成工業株式会社社外取締役
江口 あつみ	取締役	株式会社山善社外取締役 株式会社シマノ社外取締役
* 安部 大作	取締役	日鉄興和不動産株式会社社外取締役 オルガノ株式会社社外取締役
* 田中 径子	取締役	栗田工業株式会社社外取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
濱野博之	監査役(常勤)	
山本昌弘	監査役	
神吉正	監査役	長野計器株式会社社外監査役
* 寺原真希子	監査役	弁護士法人東京表参道法律会計事務所共同代表弁護士 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント社外取締役 日本フェイウィック株式会社社外取締役 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社コンプライアンス委員会外部委員 イオンリート投資法人監督役員 株式会社高島屋社外監査役

- (注) 1. *印は、2024年6月26日開催の第109期定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役及び監査役です。
2. 取締役 松尾時雄、江口あつみ、安部大作、田中径子は、社外取締役です。
3. 監査役 山本昌弘、神吉正、寺原真希子は、社外監査役です。
4. 監査役 濱野博之は、NIPPON SUISAN(U.S.A.),INC.(現NISSUI USA, INC.)取締役副社長及び当社経営企画IR部・経理部担当の執行役員の経験を持ち、企業活動全般について、適正性を判断するうえで相当程度の知見を有しています。
5. 取締役 松尾時雄は、ガラスメーカーでのコンプライアンスの経験に加え、上場会社の化学メーカーにおいて代表取締役として培った幅広い知見を有しています。
6. 取締役 江口あつみは、飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報・コミュニケーション部門に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有しています。
7. 監査役 山本昌弘は、公認会計士として大手監査法人の代表社員を務め、事業会社の取締役(監査等委員)を務めるなど会計のエキスパートとして豊富な経験を有しています。
8. 監査役 神吉正は、上場企業の常勤監査役として4年間の経験を持ち、監査に関する相当程度の知見を有しています。
9. 社外役員の上記兼職先(注記の兼職先も含む)と当社との間には重要な資本関係・取引関係はありません。
10. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

2. 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会 出席回数	指名・報酬 委員会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
社外取締役	松尾 時雄	19回/19回	(指名) 6回/ 6回 (報酬) 7回/ 7回	—	事業会社において代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。取締役会などにおいて、中長期的な視点で当社サステナビリティ活動に関する発言を行っており、大局的な見地から適切な経営判断・監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員長としてサクセッションプランや取締役会の構成をはじめ役員の選任や報酬に関する事項等について公正で透明な委員会運営を主導しています。
	江口 あつみ	19回/19回	(指名) 6回/ 6回 (報酬) 7回/ 7回	—	事業会社において研究開発部門や広報・コミュニケーション部門に携わるなど幅広い知識と豊富な経験を有しています。取締役会などにおいて、コーポレートコミュニケーションやダイバーシティをはじめ多角的な視点から意見を述べるなど、適切な経営判断・監督を行っています。また、指名委員会・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について近年の傾向や他社事例などを踏まえ、専門的かつ具体的な助言を行っています。
	安部 大作	14回/14回	(指名) 4回/ 4回 (報酬) 4回/ 4回	—	金融機関において長年に渡りIT・システムや経営企画に携わり、経営者として企業経営全般を監督するなど豊富な経験と幅広い見識を有しています。取締役会などにおいて、経営視点で事業ポートフォリオの最適化や財務戦略への発言を行うなど、適切な経営判断・監督を行っています。また、指名・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について近年の傾向や他社事例などを踏まえ、改善に向けた助言を行っています。
	田中 径子	14回/14回	(指名) 4回/ 4回 (報酬) 4回/ 4回	—	事業会社において広報・マーケティング部門に携わるなど幅広い見識と豊富な経験を有しています。取締役会などにおいて、サステナビリティをはじめグローバルな視点から意見を述べるなど、適切な経営判断・監督を行っています。また、指名・報酬委員会では役員の選任や報酬制度について近年の傾向や国内外の他社事例などを踏まえ、改善に向けた助言を行っています。

区分	氏名	取締役会 出席回数	指名・報酬 委員会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
社外監査役	山本 昌弘	19回/19回	—	15回/15回	公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、会計のエキスパートとしての豊富な経験や知見を活かし、独立した客観的な立場で適宜発言を行っています。
	神吉 正	19回/19回	—	15回/15回	上場会社における常勤監査役としての経験に加え、金融機関における営業、経営企画などの幅広い知識や経験の観点から独立した客観的な立場で経営全般の実質的かつ適切な監督を促す発言を行っています。
	寺原 真希子	14回/14回	—	10回/10回	弁護士として企業法務に関する専門的な知識を有しており、企業活動全般の適正性を判断する知見を活かし、独立した客観的な立場で適宜発言を行っています。

4 取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる方針

1) 基本方針

- (1) ミッション・ビジョンの実現を後押しする制度とする。
- (2) 短期的な志向への偏重を抑制した、中長期的な企業価値向上を動機づける設計とする。
- (3) 優秀な人財の維持・確保に有効なものとする。
- (4) 株主や従業員をはじめとする、ステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性・公正性と合理性を備えた設計とするとともに、適切な決定プロセスを確保する。
- (5) 役位ごとの役割や責任及び成果に相応しい報酬体系とする。

2) 取締役の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、独立社外取締役を委員長とし社外取締役4名及び代表取締役1名で構成する任意の報酬委員会（委員長：松尾時雄）にて、会社のステージに見合った報酬としています。具体的にはベンチマーク集団との比較検証を踏まえ①報酬の基本方針②報酬制度③報酬水準④報酬項目構成比率等を審議のうえ取締役会で決定します。個人別支給額は、当該制度運用の客観性及び透明性の観点から、取締役会から委任を受けた報酬委員会で決定します。

3) 報酬体系と支給対象等

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬」の3つの要素で構成しています。社外取締役及び監査役については、基本報酬(固定報酬)のみとしています。

2022年度までは取締役の各報酬の支給割合を業績目標が100%達成した場合に概ね65:30:5となるよう設定していましたが、2023年度より取締役の中長期的な業績の向上と企業価値向上への意識を高めることを目的に変更しています。中期経営計画のKPIである連結経常利益他の業績目標を100%達成した場合55：25：20となる設計とし、業績に連動する変動報酬（業績連動報酬及び株式報酬）の比率を全体の半分程度まで高めています。

なお、取締役及び監査役の退職慰労金制度は、2007年6月27日開催の第92期定時株主総会の日をもって廃止しています。

〈取締役の報酬体系〉

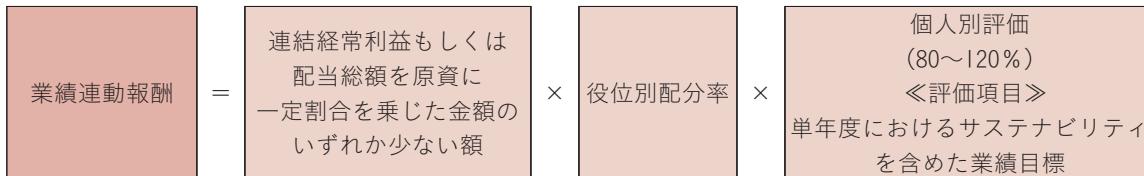
報酬の種類	基本報酬	変動報酬	
		業績連動報酬	株式報酬
内容	役位に応じて定めた固定報酬	当該事業年度の配当総額又は連結経常利益を基に支給基礎額を定め、役位に応じて配分のうえ個人別の評価を加え支給する報酬	中期経営計画の達成度に応じ報酬総額を定め、役位と個人別の評価をもとに当社株式を給付する報酬
対象	社内・社外	社内のみ	社内のみ
支給時期	毎月	年2回支給	中期経営計画期間の最終事業年度終了後の一定時期に一括支給
支給方法	現金	現金	株式及び現金
支給額の決定方法		連結経常利益もしくは配当総額を原資とし一定割合を乗じた金額のいずれか少ない方を支給基礎額とする	中期経営計画期間の会社業績の達成率を決定する
		支給基礎額を役位に配分したうえで、個人別には業績目標の達成度80～120%の範囲で決定する	あらかじめ定めた役位別基礎ポイントに、決定した会社業績の達成率を乗じたうえで、個人別の財務・非財務目標の達成度80～120%の範囲で決定する
比率（目安） ※中期経営計画の財務KPIである連結経常利益350億円を達成した場合	55%	25%	20%

4) 取締役の報酬等

<基本報酬>

基本報酬は代表対価、監督対価、執行対価の3要素で構成し、執行対価は役位に応じ設定します。

<業績連動報酬>

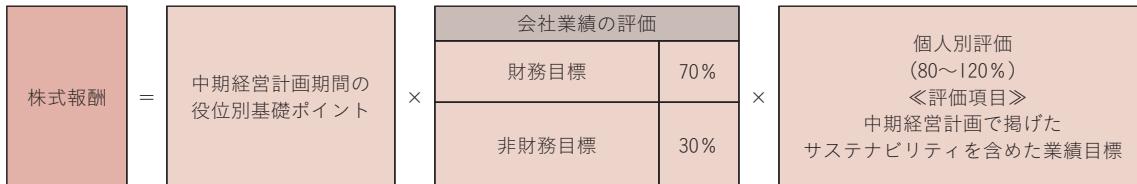


業績連動報酬は、単年度に生み出した付加価値の配分ととらえ、執行役員に支給する報酬です。

業績評価指標である「連結経常利益」と株主視点を意識した「配当総額」を原資に一定の割合を乗じ、いずれか少ない金額を支給基礎額とし役位及び個人別評価に応じ配分します。報酬構成比率は中期経営計画達成時を前提としていることから、連結経常利益や株主視点の配当総額が増減する場合、業績連動報酬の報酬全体に占める比率も増減する設計となっています。

個人別評価は2021年度より各役員の成果による単年度業績に対する貢献の度合いを明確化するために導入、評価項目にはサステナビリティを含めた業績目標を選定しており、80~120%の範囲でその達成度を評価します。なお、業績連動報酬の支給基礎額及び役位別の配分、個人別評価については報酬委員会にて審議のうえ取締役会で決定します。

<株式報酬>



〈株式報酬の評価指標及び評価ウェイト〉

2022年度からの中期経営計画「GOOD FOODS Recipe1」の内容に合わせ、株式報酬の評価指標を下記のとおりとしました。具体的には、事業ポートフォリオの最適化と資本効率の向上並びに株主利益の向上を目的に、連結経常利益等の達成度に加えてサステナビリティの評価項目を選定しました。

株式報酬の評価指標		
	項目	選定理由
財務	売上高	成長性向上
	連結経常利益	収益性向上
	ROIC	資本効率性向上
サステナビリティ	水産物の持続可能性目標達成度	持続可能な調達
	自社グループ拠点のCO2排出量削減	気候変動への対応 海洋環境保全への貢献
	従業員エンゲージメントのスコア向上	多様な人財の活躍
	健康領域商品売上	健康課題の解決

上表のとおり、会社業績の評価指標には財務と非財務（サステナビリティ）を設定し、評価ウェイトを70：30としています。財務目標は実績に応じた達成率で評価、非財務（サステナビリティ）目標は50～150%の範囲で評価します。そのうえで、あらかじめ定めた役位別基礎ポイントに会社業績の達成率を乗じたものに個人別評価を反映し給付株式数を算定します。個人別評価は中期経営計画で掲げたKPI、サステナビリティなどを80～120%の範囲で評価します。会社業績の達成率及び個人別評価は報酬委員会で審議のうえ取締役会で決定します。

※本制度は、2024年度の制度です。2025年度からの新中期経営計画「GOOD FOODS Recipe2」に合わせ、今まで以上に業績に連動する報酬（業績連動報酬及び株式報酬）の比率を高め、取締役の中長期的な企業価値向上への意識をより高める制度へ改定を行います。株式報酬制度については、株主総会参考書類の第3号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件」に記載のとおりです。

5) 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により基本報酬（固定報酬）を決定します。

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数 (支給対象)
取締役	①基本報酬	年額10億円以内 (うち社外取締役は 1億円以内)	2009年6月25日	7名 (うち社外取締役2名)
	②業績連動報酬 *社外取締役は 対象外			5名
	③株式報酬 *社外取締役は 対象外	年額1億3500万円 以内	2021年6月25日	5名
監査役	基本報酬のみ	年額2億円以内	2007年6月27日	4名 (うち社外監査役3名)

当該事業年度の業績連動報酬に関し、その算定の指標となる「連結経常利益」、「配当総額」算出基礎となる1株あたりの年間配当金は、事業報告「1事業の概況等」に記載のとおりです。業績連動報酬の支給基礎額及び役員別配分率、個人別評価は2025年5月14日に実施した報酬委員会で審議のうえ、同年5月21日の取締役会で決定し、個人別支給額は取締役会から委任を受け、同日開催された報酬委員会で決定しています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会が審議のうえ取締役会が決定しております。当該事業年度の個人別支給額は取締役会の委任を受けた委員会が当該方針に基づき決定していることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿ったものであり妥当であると判断しております。

ウ. 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 人員の役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	387	207	108(注1)	70(注2)	7 (株式報酬: 7) (注3)
監査役(社外監査役を除く)	26	26	—	—	1
社外取締役(注4)	45	45	—	—	5
社外監査役(注5)	36	36	—	—	4

(注) 1. 取締役の業績連動報酬には、2025年6月支給見込額を含んでおります。

2. 株式報酬は、2022～2024年度の中計達成度を100%とした見込額で、2025年7月に給付を予定しています。249百万円を引当金として計上しています。
3. 支給対象員数には、2024年6月26日付で退任した取締役1名を含んでいます。
4. 社外取締役報酬には、2024年6月26日付で退任した取締役1名を含んでいます。
5. 社外監査役報酬には、2024年6月26日付で退任した監査役1名を含んでいます。

5 会社役員の責任に関する事項

1. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社については除きます）。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を填補することとしております。

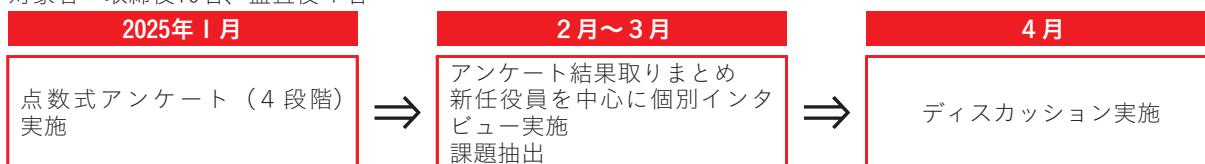
当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

6 取締役会の実効性評価

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③に基づき、2016年度より毎年取締役会の実効性評価を実施しています。全役員を対象にアンケートを実施後、新任役員を中心に個別インタビューを実施、アンケート結果等から見える課題を抽出、全役員で課題克服に向けたディスカッションを行い、取締役会の機能向上を図っています。2022年度からは社外役員をファシリテーターとしてディスカッションを行っています。

2024年度の実施概要

対象者：取締役10名、監査役4名

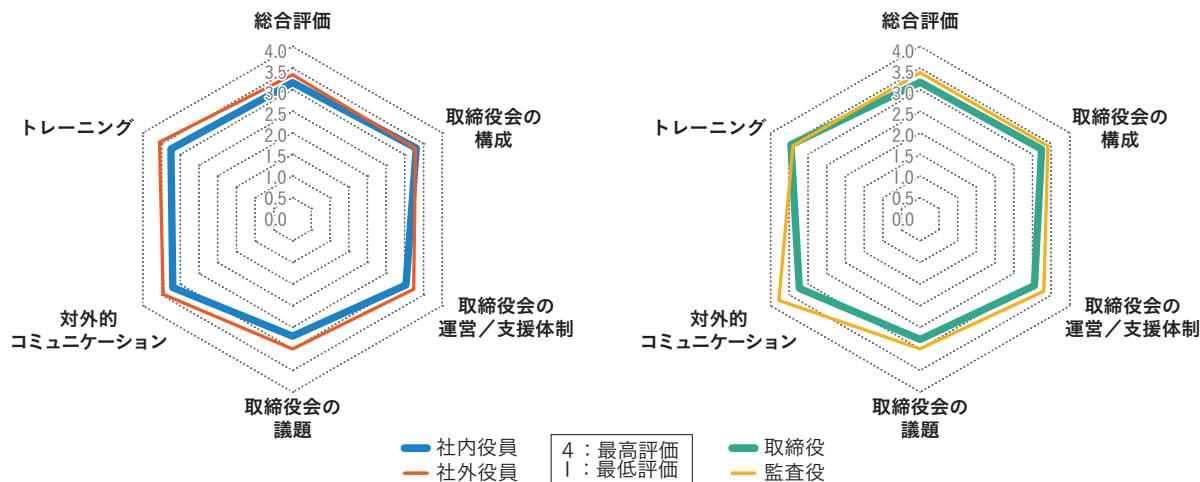


アンケート項目及び結果概要

【大項目】

総じて社内役員より社外役員の方が評価が高い結果となりました。

1. 取締役会の構成	規模は妥当であるものの、多様性の観点から、女性（特に社内）や外国人の積極的な登用を望む声が多くなっています。
2. 取締役会の運営、支援体制	議長の適切なリーダーシップの下、活発な議論が行われています。一部議案の事前説明を実施した点は好評でしたが、資料の構成や提出時期には課題が残りました。
3. 取締役会の議題	従前から最も評価が低い項目となっています。指摘された課題事項につき、毎年改善策を図っているものの、いまだ十分な改善が図られていないとの評価になっています。
4. 対外的コミュニケーション	近年IR活動の充実化を図っており、昨年に引き続き評価が高くなっています。
5. トレーニング	社外役員向け勉強会のほか、社外役員向けに実施している当社の工場や子会社の視察を通じて、当社事業への理解を深める機会を提供していることが高評価につながっているといえます。



【小項目】

カテゴリー	評価項目		
1. 取締役会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の規模 (1-1) ・取締役会の多様性 (1-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の社内外比 (1-2) 	
2. 取締役会の運営/支援	① 取締役会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・開催頻度・時間配分 (2-1) ・業務報告のメリハリ (2-3) ・資料配布のタイミング (2-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の質・量 (2-2) ・説明・報告内容 (2-4)
	② 意思決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の采配 (2-6) ・議論の活発さ (2-7) ・取締役の全社的視点 (2-10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の属性 (2-8) ・審議時間の十分性 (2-9)
	③ 取締役会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の体制 (2-11, 2-12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会外でのコミュニケーション機会 (2-13, 2-14)
3. 取締役会の議題	① 取締役会の議論の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・議案数、執行への権限委譲 (3-1, 3-2) ・サステナビリティ (3-4) ・人材戦略・サクセッション (3-6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期視点での経営戦略 (3-3) ・投資案件の検証 (3-5) ・リスクマネジメント (3-7)
	② 役員の指名・報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬決定プロセス (3-8) 	
4. 対外的コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示の質・量 (4-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内体制 (4-2) 	
5. トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・社内役員へのトレーニング (5-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社外役員へのトレーニング (5-2) 	

評価高 評点評価3.6以上(最高4,最低1)

評価低 評点評価3.0未満(最高4,最低1)

■ 昨年度評価から0.3ポイント以上低下した項目
※昨年度評価から0.3ポイント以上改善した項目は無し

アンケート及びインタビューから見える課題

アンケート及び個別インタビューの結果を踏まえ、下記事項を課題として抽出しました。

- ①取締役会の位置づけの明確化
「監督」と「経営の最高意思決定」の両役割のバランス
- ②取締役会の多様性向上
- ③中長期的な議論が不足している経営テーマの整理
- ④取締役会資料の量・質・提供のタイミングの改善

ディスカッション概要

上記課題はいずれも当初より指摘されているものであることから、本年度のディスカッションでは、当該課題解決に向けた方策・時間軸にかかるコンセンサスの形成を主眼とすることにしました。

①取締役会の位置づけの明確化	当社取締役会には監督機能のみならず経営の最高意思決定機関としての機能も必要であるとの共通認識の下、現状のあり方を当面継続することとします。
②取締役会の多様性向上	第110期総会后より社内から登用された女性執行役員が誕生します。外国人を含む多様性にかかる具体的な議論は指名委員会で引き続き行い、更なる活用を進めていく予定です。
③中長期的な議論が不足している経営テーマの整理	中長期的な議論の質を高める必要性の認識は共通しているものの、各取締役の意識に大きな差があることから、取締役会では十分な議論ができていませんでした。そこで、当該差を縮めるべく、率直な意見交換が可能となるインフォーマルなディスカッションの場を通じて共通認識の形成を行うこととなりました。ディスカッションの場は合宿形式にて設けることとし、執行役員も参加する予定です。
④取締役会資料の量・質・提供のタイミングの改善	今後も一部の審議案件についての事前説明を継続し、他案件については要点をまとめたサマリーを添付する形式をとることとします。

今回のディスカッションを通じて、具体的な方策や時間軸のコンセンサスが得られたことから、今後は、その着実な実行と定期的な検証を通じて、当社取締役会の実効性を継続的に高めるべく、取り組んでまいります。

7 会計監査人の状況

①名 称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	監査業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社の当期に係る報酬額	92百万円	5百万円
子会社の当期に係る報酬額	27百万円	-百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円	5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記「監査業務に基づく報酬」の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 非監査業務とは、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指し、当社は会計監査人に対して、TNFD対応支援業務にかかる対価を支払っております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
4. 上記のほか、当社の海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するERNST & YOUNGに対して監査報酬並びに税務等関係業務の報酬として総額409百万円を支払っております。

③継続監査期間

73年間

④業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数

宮川 朋弘（継続監査年数5年）

鶴田 純一郎（継続監査年数1年）

小宮 正俊（継続監査年数6年）

⑤会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査期間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査期間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑥会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査役全員の合意によって会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性等の観点からその職務を適切に遂行することが困難であると判断する場合、或いは監査品質をより高めるために会計監査人の変更が適切であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

III 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した事項の概要及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。なお、当社の内部統制システム基本方針の全文は、当社ウェブサイト（https://www.nissui.co.jp/vision_policy/internal_control/index.html）に掲載しています。

I 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

■体制の概要

取締役・執行役員等は、当社の経営理念に基づき制定された、サステナビリティ行動宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章等の規範を率先垂範するとともに、従業員に対して周知徹底する。

社外弁護士も参加する倫理部会は、法令・定款・社内規程等（以下「法令等」という）の遵守（コンプライアンス）を確保するための研修等の企画・運営等を行い、担当役員がその活動内容を取締役会に報告する。また、倫理部会に社内外の窓口を設置し、当社グループの役職員から直接内部通報を受け付け、監査役にも同報される体制とし、法令等に違反している疑いのある行為等を早期発見・是正する。また、通報内容は秘密とし、通報者に対する不利益な取り扱いを行わない。

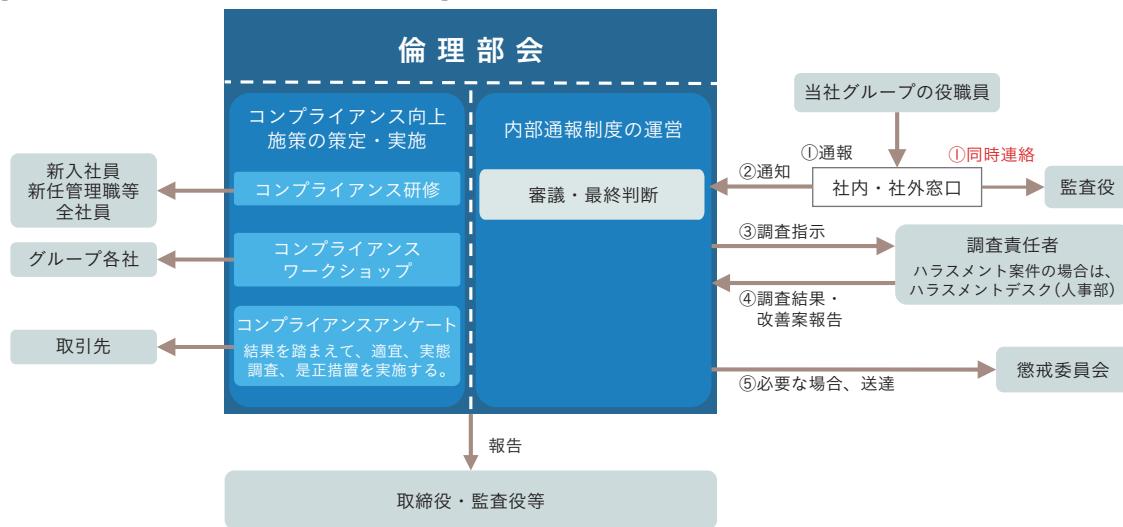
また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取組みを連結ベースで行う体制を構築する。

■運用状況の概要

倫理部会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス向上施策の策定・実施、内部通報制度の適正な運営（社内外に窓口を設置）を行っています。内部通報制度の運営やコンプライアンスアンケートの実施等により、法令等に違反する疑いのある行為やコンプライアンス課題を早期発見し、関係する役員・部門と協働して、個別事象の是正はもちろん、必要な場合に再発防止策も含めて検討のうえ実施しております。コンプライアンス向上施策として、2020年度より、当社グループの子会社と個別にコンプライアンスワークショップを実施しコンプライアンスに関するありたい姿を共有、各社のコンプライアンス課題・施策について協議を行うことにより、当社グループ全体のコンプライアンス向上を推進しております。また、倫理部会の活動内容は適宜取締役会に報告しています。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に設置の専任組織が、「内部統制評価方針」に基づき当社グループにおける内部統制の有効性を評価し、その結果を取締役に報告しております。

【コンプライアンス向上のための取り組み】



2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報管理体制）

■体制の概要

株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役・執行役員を委員長とする各種委員会の議事録及び稟議書・実施報告書等については、法令及び社内諸規程に基づき適切な保存・管理を行う。

■運用状況の概要

取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る各書類については、法令及び社内規程に従って適切に保存・管理するとともに、リスクマネジメント委員会傘下の情報セキュリティ部会において、情報管理全般に関連する社内諸規程を制定し、適宜見直しております。また、全従業員に対し、情報管理を含む情報セキュリティ教育・訓練を実施し、情報管理体制の強化を図っています。これにより、近年のサイバー攻撃への対策にもつながっています。国内グループ会社に対しても、定期的に状況を確認し、当社基準の達成に向けた指導を行っています。2024年度からは海外を含む全グループ会社を対象に、社外公開サーバの脆弱性を検知するサービスを導入し、リスク発生時には通知・是正を促す体制を整えました。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

■体制の概要

代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会はリスクマネジメント規程に基づいて、当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努め、担当役員は定期的にリスクマネジメント委員会活動の報告を取締役にを行う。

当社グループにとって重要性の高いリスクについては、関連する各事業部門の責任者を構成メンバーとして設置する各リスク管理組織が、リスクマネジメントの実効性を高めるための施策の立案、進捗管理を実施するとともに、各事業部門の責任者が、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行する。

■運用状況の概要

リスクマネジメント委員会は、全社重要リスクを一元的に把握・管理する統合リスク管理機能として、次の事項を審議・承認し、取締役会へ報告することで、全社的リスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努めています。

- ・重要リスクの特定（重要リスク管理組織の特定）
- ・重要リスク対応計画の審議（重要リスク管理組織が策定・報告）
- ・重要リスク対応計画実行のレビュー（過年度総括・評価・是正）
- ・重要リスク対応計画の網羅的な把握・確認（次年度計画の全社集約・一元化）

【リスクマネジメント体制図】



4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

■体制の概要

取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、重要事項の決定、中長期経営戦略・各年度予算の決議、取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行う。また、執行役員を構成員とする執行役員会を原則として毎月1回以上開催し、主要な業務執行につき意思決定を行う。

業務執行については、代表取締役社長執行役員が当社グループを統治し、各取締役・執行役員は管掌・担当する部門等の執行責任を負う。

■運用状況の概要

取締役会規程に基づき、取締役会を当期は19回開催しました。また、執行役員会規程に基づき、執行役員会を当期は24回開催しました。

取締役会では、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた実質的審議の時間を十分に確保し、重要事項の意思決定を行うとともに、執行状況の妥当性等の監督を行っています。また、取締役会の実効性評価等を通じ、適切なリスクテイクを支える環境整備を継続的に進めております。

執行役員会では、取締役会と連携し、当社グループ全体の経営戦略の策定、各部門・事業の計画の立案と推進、業務プロセスの改善等、主要な業務に関する意思決定を行っています。また、各部門・事業の責任者が業務上の課題や取り組み状況を報告し、必要に応じ意見交換や提言を行うなど、業務の適正性を確保するように努めています。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

■体制の概要

グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が制定した子会社ガバナンス規程の遵守を求め、また、グループ会社ごとに執行役員を管理責任役員として指定し、各社取締役会への役員派遣などを通じて、当社グループのガバナンスを行うとともに、グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議等を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の指示徹底と協議を行う。

代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

■運用状況の概要

当社は全ての子会社にガバナンス規程の遵守を求めており、規程に定める“重要事項”については、当社の取締役会及び執行役員会に付議するとともに、重要な“報告事項”についても適宜報告を受けるガバナンス体制としております。

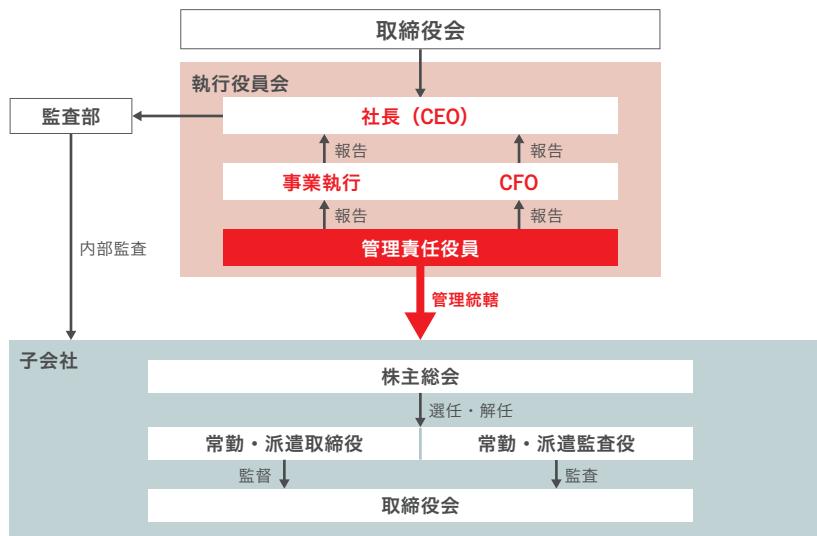
また、各社をグループ経営視点で俯瞰的に管理する責任者として当社の執行役員を「管理責任役員」として指名、管理責任役員は自ら担当する会社を管理監督すると同時に、グループ会社に取り締り役又は監査役として派遣した当社のメンバーを通じ、グループ会社の業務の適正を確保しております。派遣取締役・監査役に対しては、基礎的なガバナンス研修に加え、当社監査役会がオブザーブする派遣監査役向けの具体的な監査事例などを確認する勉強会を毎年実施することにより、グループ会社に対する監督レベルの向上を図っています。

上記の規程に基づくガバナンスに加え、グループ会社の経営トップを対象にしたグループ経営会議を開催（本年度は4回開催）、業務執行に関する重要事項の報告やミッション・ビジョンの徹底、サステナビリティ等テーマを設定した議論を行っています。また、個々の会社の状況に応じ対象グループ会社の経営陣と当社の経営陣が意見交換する会議体をもつことで経営判断がタイムリーかつダイレクトに行える体制としています。

さらに、グループ会社の経営管理部門のトップに対しても、経営管理部門に関わる社会的潮流や重要課題について、情報共有やテーマ別議論を通じてグループ全体の経営管理の質的向上を図っています。

社長直轄の内部監査部門は、年度計画に基づき当社及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を当社の代表取締役、監査役及び取締役会へ報告しています。また、派遣取締役・派遣監査役に加え、子会社管理に関わる部門と監査結果や課題を共有するとともに、課題解決につながるよう協働しガバナンスレベル向上に努めています。

当社グループがサステナビリティ経営を実現し、企業価値を向上し続けるためには、子会社役員の確保、育成は極めて重要と認識しています。子会社役員の指名と報酬に関し透明性、公明性を維持した決定プロセスを構築することで、子会社全体を適切に監督し、ガバナンスを強化することを目的に子会社役員の指名・報酬制度の整備を進めてきました。次年度より具体的に導入し、より一層のグループガバナンスの強化に努めてまいります。



6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■体制の概要

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとし、「倫理憲章」や「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底している。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を整備している。

■運用状況の概要

反社会的勢力との関係遮断について「倫理憲章」や「倫理行動基準」を定め明文化するとともに、当社ホームページへの掲載等により周知徹底を図っています。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努めるとともに、事案が発生した際には速やかに担当部署へ報告・相談を行い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処するように努めています。

7 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■体制の概要

監査役は、取締役会における審議、決議、報告の内容を検証し、必要に応じて取締役・執行役員から業務執行状況を聴取し、確認する体制を構築する。

内部監査部門は、当社グループの業務監査結果を監査役に報告し、監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書課及びその他の部署の使用人は、取締役等の指示命令を受けない立場で監査役の職務を補助する。

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実等があるときは、直ちに自ら又は指揮命令上の所定の部門を通じて監査役に報告を行うか、監査役へも同時に連絡される当社の内部通報窓口に通報するものとし、報告をした当社グループの役職員に対して、不利益な取扱いを禁止する。

監査役がその職務の執行について費用等を請求したときは、秘書課において役員に関する規定に基づき、速やかに当該費用等を処理する。

■運用状況の概要

当期は監査役会を15回開催し、以下の方法による各監査役の監査を通じて、当社及びグループ会社の内部統制の整備・運用状況の確認を含め、取締役の職務の執行に関する監査の実効性を確保しております。

- ア. 取締役会・執行役員会等の重要な会議への出席
- イ. 代表取締役、取締役（社外取締役含む）との定期的な意見交換
- ウ. 会計監査人及び内部監査部門等との連携
- エ. 当社及びグループ会社における各事業所への往査の実施

なお、当社は、取締役・執行役員から独立した立場で監査役職務を補助する「監査役スタッフ」を設置しております。

IV その他当社に関する事項

1 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
水産事業	漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業
食品事業	加工事業及びチルド事業
ファイン事業	医薬原料、機能的原料、及び機能的食品等の生産・販売
物流事業	冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業
その他事業	船舶の建造・修繕、運航、エンジニアリング等

2 主要な拠点及び重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

①当社

本社：東京都港区西新橋一丁目3番1号

営業所：本社ほか5拠点

工場：八王子総合工場ほか6拠点

研究・開発：東京イノベーションセンターほか2拠点

②子会社

会 社 名	本社所在地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
黒瀬水産株式会社	宮崎県串間市	498百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
西南水産株式会社	鹿児島県大島郡	150百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
金子産業株式会社	長崎県長崎市	90百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
弓ヶ浜水産株式会社	鳥取県境港市	125百万円	100.0	養殖業／水産品の加工・販売
共和水産株式会社	鳥取県境港市	95百万円	95.0	漁業
ファームチョイス株式会社	佐賀県伊万里市	50百万円	100.0	養魚用飼料の生産・販売、養殖業
株式会社ハチカン	青森県八戸市	100百万円	100.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
株式会社北海道ニッスイ	北海道札幌市	490百万円	100.0	冷蔵倉庫業／水産品の加工・販売／食品の販売
株式会社日本デリカサービス	東京都品川区	1,948百万円	70.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売
日水物流株式会社	東京都港区	2,000百万円	100.0	冷蔵倉庫業／貨物運送取扱業
ニッスイ・エンジニアリング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0	建設設計業／生産技術コンサルタント業
NISSUI AMERICA LATINA S.A.	チリ	169,513千米ドル	100.0	持株会社
SALMONES ANTARTICA S.A.	チリ	86,071千米ドル	100.0(100.0)	養殖業／水産品の加工・販売
EMDEPES (＊)	チリ	165,561千米ドル	100.0(100.0)	漁業／水産品の加工・販売
NORDIC SEAFOOD A/S	デンマーク	1,650千デンマーク クローネ	100.0(100.0)	水産品の買付・販売
UNISEA, INC.	米国	3,505千米ドル	100.0	水産品の加工・販売
NISSUI USA, INC.	米国	23,281千米ドル	100.0	持株会社
F.W. BRYCE, INC.	米国	(14,854千米ドル)	100.0(100.0)	水産品の買付・販売
KING & PRINCE SEAFOOD CORPORATION	米国	0.01米ドル	100.0(100.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売
GORTON'S, INC.	米国	10米ドル	100.0(100.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売
CITE MARINE S.A.S.	フランス	14,000千ユーロ	100.0(100.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売
THREE OCEANS FISH COMPANY LTD.	イギリス	40千ポンド	75.0(75.0)	食 品 の 製 造 ・ 販 売
THAI DELMAR CO., LTD.	タイ	72,000千タイバツ	90.0	食 品 の 製 造 ・ 販 売

(注) 1. 主な連結子会社を表示しております。

2. 資本金に該当する金額が無い子会社については、資本金に準ずる金額として資本準備金（又はそれに準ずる金額）を資本金欄において（ ）内に表示しております。

3. 議決権比率の（ ）内は間接所有割合で内数です。

(＊) EMDEPESはEMPRESA DE DESARROLLO PESQUERO DE CHILE S.A.の略称です。

3 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

1. 企業集団の従業員数

事業の種類	従業員数 (名)
水産事業	3,757 [2,622]
食品事業	4,657 [6,119]
ファイン事業	261 [38]
物流事業	692 [93]
その他	694 [74]
全社 (共通)	271 [42]
合 計	10,332 [8,988]

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,505名	(1名増)	43.07歳	16.35年

(注) 上記のほか、臨時従業員 1,128名 (期中平均人員数) がおります。

4 株式の状況

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 312,430,277株
3. 株 主 数 115,768名（前期末比 9,930名増加）
4. 所有者別状況

区 分	株式の状況						
	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人等		個 人 その他	計
				個人以外	個 人		
株 主 数 (名)	57	60	473	279	318	114,581	115,768
所有割合 (%)	43.1	3.1	8.8	21.6	0.0	23.4	100.0

5. 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	69,771千株	22.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	33,552	10.8
持田製薬株式会社	8,000	2.6
株式会社みずほ銀行	7,987	2.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	6,090	2.0
野村信託銀行株式会社（投信口）	4,947	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,342	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,006	1.3
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	3,840	1.2
J P モルガン証券株式会社	3,468	1.1

※持株比率は自己株式（850,359株）を除いて算出しております。なお、自己株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式623,600株は含めていません。

5 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	332,568	流動負債	226,179
現金及び預金	14,707	支払手形及び買掛金	56,439
受取手形及び売掛金	107,400	短期借入金	114,104
商品及び製品	102,564	リース債務	1,193
仕掛品	33,172	未払法人税等	3,639
原材料及び貯蔵品	59,271	未払費用	29,121
その他	16,067	賞与引当金	4,106
貸倒引当金	△616	役員賞与引当金	330
		その他	17,244
固定資産	302,309	固定負債	122,758
有形固定資産	180,939	長期借入金	95,832
建物及び構築物	68,204	リース債務	4,141
機械装置及び運搬具	44,078	繰延税金負債	8,043
船舶	14,846	役員株式給付引当金	249
土地	28,527	退職給付に係る負債	7,694
リース資産	6,413	その他	6,797
建設仮勘定	15,162		
その他	3,705	負債合計	348,938
無形固定資産	17,050	(純資産の部)	
のれん	2,120	株主資本	223,806
ソフトウェア	3,378	資本金	30,685
その他	11,551	資本剰余金	21,833
投資その他の資産	104,320	利益剰余金	171,996
投資有価証券	30,453	自己株式	△708
関係会社株式	49,398	その他の包括利益累計額	53,233
長期貸付金	8,158	その他有価証券評価差額金	12,969
退職給付に係る資産	330	繰延ヘッジ損益	881
繰延税金資産	4,489	為替換算調整勘定	40,938
その他	12,695	退職給付に係る調整累計額	△1,555
貸倒引当金	△1,204	非支配株主持分	8,900
資産合計	634,878	純資産合計	285,939
		負債・純資産合計	634,878

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		886,126
売上原価		746,875
売上総利益		139,250
販売費及び一般管理費		107,471
営業利益		31,779
営業外収益		
受取利息	524	
受取配当金	801	
為替差益	76	
持分法による投資利益	4,567	
助成金収入	439	
その他	872	7,281
営業外費用		
支払利息	3,165	
その他	593	3,759
経常利益		35,301
特別利益		
固定資産売却益	130	
投資有価証券売却益	1,934	
負ののれん発生益	151	
関係会社整理益	81	
事業譲渡益	121	2,418
特別損失		
固定資産処分損	558	
減損損失	475	
投資有価証券評価損	162	
災害による損失	236	
持分変動損失	50	1,483
税金等調整前当期純利益		36,236
法人税、住民税及び事業税	10,257	
法人税等調整額	△1,235	9,022
当期純利益		27,213
非支配株主に帰属する当期純利益		1,832
親会社株主に帰属する当期純利益		25,381

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	177,810	流動負債	128,677
現金及び預金	57	買掛金	20,687
売掛金	53,384	短期借入金	59,835
商品及び製品	51,837	1年内返済予定の長期借入金	15,006
仕掛品	4,829	未払金	2,188
原材料及び貯蔵品	14,376	未払法人税等	268
短期貸付金	43,573	未払費用	16,954
未収入金	8,533	預り金	11,344
その他	1,281	賞与引当金	1,550
貸倒引当金	△63	その他	840
固定資産	190,499	固定負債	96,541
有形固定資産	35,298	長期借入金	89,828
建物	12,759	退職給付引当金	2,258
構築物	2,642	役員株式給付引当金	249
機械装置	8,461	繰延税金負債	2,138
土地	8,996	その他	2,065
建設仮勘定	1,286	負債合計	225,218
その他	1,152	(純資産の部)	
無形固定資産	2,788	株主資本	130,825
ソフトウェア	2,189	資本金	30,685
その他	599	資本剰余金	20,592
投資その他の資産	152,411	資本準備金	12,955
投資有価証券	29,450	その他資本剰余金	7,636
関係会社株式	97,434	利益剰余金	80,239
関係会社出資金	1,413	その他利益剰余金	80,239
長期貸付金	20,573	固定資産圧縮積立金	582
破産更生債権等	7,430	繰越利益剰余金	79,656
その他	1,658	自己株式	△691
貸倒引当金	△5,549	評価・換算差額等	12,266
資産合計	368,309	その他有価証券評価差額金	12,050
		繰延ヘッジ損益	215
		純資産合計	143,091
		負債・純資産合計	368,309

損益計算書 | (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		352,056
売上原価		299,279
売上総利益		52,776
販売費及び一般管理費		50,260
営業利益		2,516
営業外収益		
受取利息	646	
受取配当金	11,589	
為替差益	114	
その他	30	12,380
営業外費用		
支払利息	1,080	
関係会社貸倒引当金繰入額	321	
その他	199	1,601
経常利益		13,295
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1,924	
関係会社清算益	72	1,997
特別損失		
固定資産処分損	119	
減損損失	455	
投資有価証券評価損	161	
関係会社株式評価損	3	739
税引前当期純利益		14,553
法人税、住民税及び事業税	1,041	
法人税等調整額	△1,150	△109
当期純利益		14,663

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ニッスイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮川 朋弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 純一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小宮 正俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッスイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッスイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ニッスイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮川 朋 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 純 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 宮 正 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッスイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、現地視察を実施するとともに、取締役及び執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」については、取締役が行ったその構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、「監査上の主要な検討事項」については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社ニッスイ 監査役会

監査役（常勤）	濱 野 博 之	Ⓔ
監査役	山 本 昌 弘	Ⓔ
監査役	神 吉 正	Ⓔ
監査役	寺 原 真希子	Ⓔ

(注) 監査役 山本昌弘、神吉正、寺原真希子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 電話 03-3667-1111 (代表)



会場までの
交通機関

- 地下鉄半蔵門線 「水天宮前駅」 4番 出口とホテルが直結しております。
- 地下鉄日比谷線 「人形町駅」 A2 出口から徒歩約5分
- 都営浅草線 「人形町駅」 A3・A5 出口から徒歩約7分
- 都営新宿線 「浜町駅」 A2 出口から徒歩約10分

※ 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

本株主総会にご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。